

青森県における平成の合併のとりまとめ

はじめに	1
1 市町村合併の進展状況	3
2 市町村合併の効果	5
3 市町村合併に当たって懸念された事項への対処、課題	14
4 今後の意向等	18
おわりに	20
【資料 1】「合併市町における合併効果と課題」調査結果	21
【資料 2】平成の合併における青森県内の動き	23
【資料 3】県の取組（年表）	35

平成22年2月
青森県総務部市町村振興課

はじめに

1. 人口減少、少子高齢化の進行等の社会状況の変化に対応して、地方分権の担い手となる基礎的自治体（市町村）の行財政基盤の充実強化が求められ、**平成11年以来、全国的な市町村合併の推進運動（いわゆる平成の合併）が展開。**
2. 青森県においても、「市町村の合併の特例に関する法律」（旧合併特例法）に基づき、平成12年10月に**「青森県市町村合併推進要綱」**を策定し、市町村合併の気運醸成を図り、毎年度、県の支援方針や具体的支援策を決定し、自主的な市町村合併の取組を支援。
3. また、平成17年4月に施行された「市町村の合併の特例等に関する法律」（現行合併特例法）に基づき設置された「青森県市町村合併推進審議会」の意見を踏まえながら、**「青森県市町村合併推進構想」**を策定し、更なる自主的な市町村合併を推進。
4. 各地域の熱心な取組により、**67市町村**のうち44市町村が17市町に再編されて**40市町村**となり、各合併市町は、現在、市町村建設計画に基づき、**中長期的な観点から新しいまちづくりに取り組んでいる途上**にあるもの。
5. したがって、**合併効果の検証等**については、本来は中長期的な観点が必要であることに留意しつつ、**平成の合併が一区切りを迎えるに当たり、県として、青森県市町村合併推進要綱等で掲げた合併効果や懸念される事項と対応（課題）**の現状についてとりまとめ、合併して新しいまちづくりに頑張っている市町村や、今後合併に取り組む市町村の参考に供するもの。

【参考】「とりまとめ」の視点等

1 青森県市町村合併推進要綱(H12年10月)

■市町村合併により期待される効果

○市町村の行財政面での効果

- (1) 行財政の効率化・基盤強化
- (2) 行政サービスの向上

○住民生活及び社会経済面での効果

- (3) 広域的観点に立った効率的・総合的なまちづくり
- (4) 重点的な投資による基盤整備の推進

■市町村合併に当たって懸念される事項と対応の方向性

○地域の個性や地域の在り方に係る事項

- (1) 旧来の地域の個性やまちづくりの成果の喪失
- (2) 中心部と周辺部の格差発生・拡大
- (3) 住民の意見が行政に反映されにくくなる

○行政サービスの質・量に係る事項

- (4) 市役所や町村役場、公共施設が遠くなり、現在よりも不便になる
- (5) きめ細かなサービスの提供ができにくくなる
- (6) 行政サービスが低下する

2 青森県市町村合併推進構想(H18年10月)

■旧合併特例法における市町村合併の特徴

- (1) 比較的構成市町村の少ない小規模な合併が多かったこと
- (2) 市町村合併が行われた後も、人口3万人(合併に伴い市となることができる要件)を下回る市町村の割合が高いこと
- (3) 飛び地合併が3例あったこと
(⇒今後の意向等に係るアンケート調査等によりとりまとめ)

3 とりまとめの手法

■市町村に対するアンケート・ヒアリング調査

(住民生活に関わるものについては、市町村職員が現時点ができるだけ住民視点に立って客観的に捉えた内容を調査)

■各種統計資料の活用

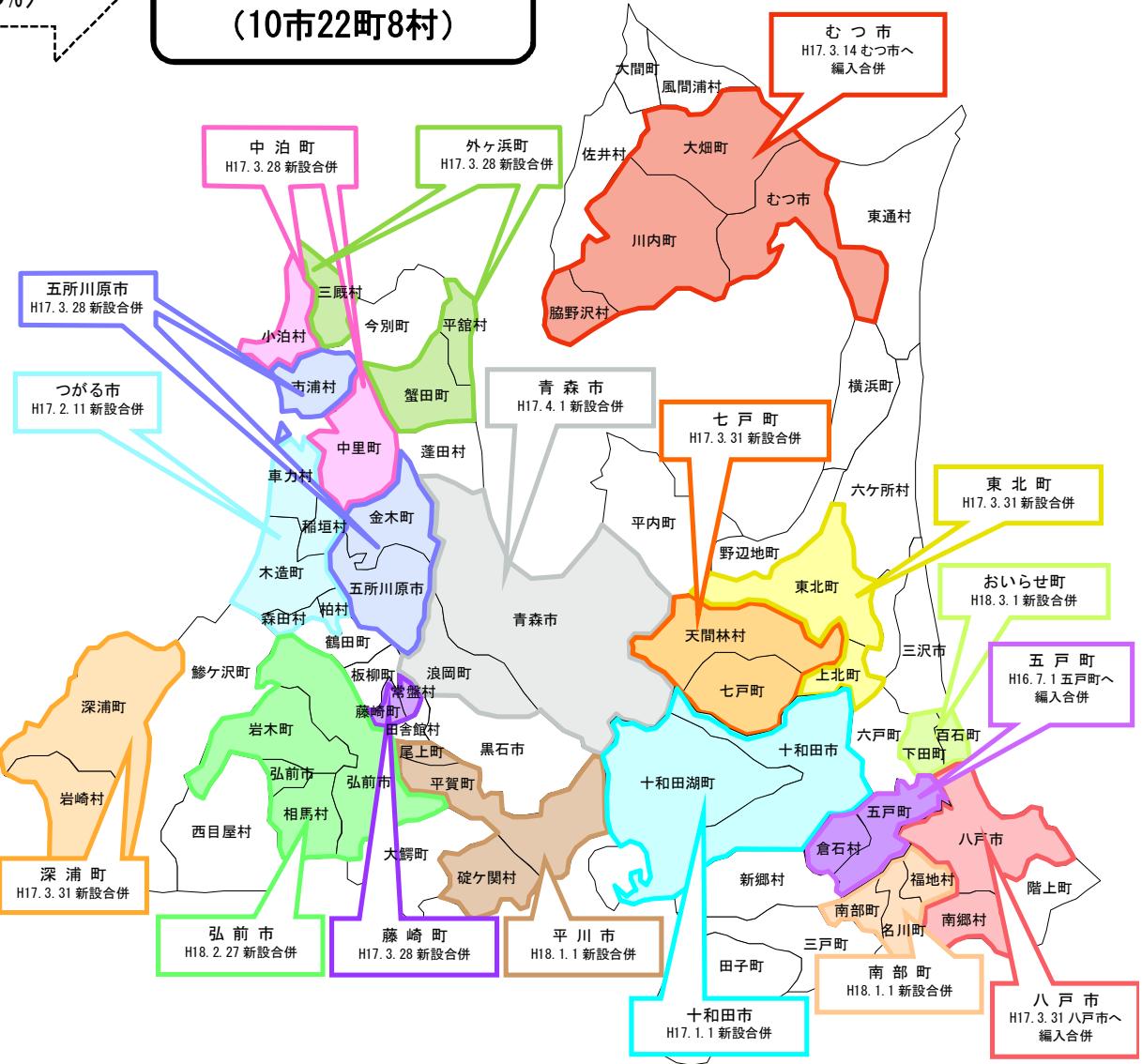
1 市町村合併の進展状況（青森県の状況）

67市町村 (8市34町25村)

▲27市町村（▲40.3%）

40市町村
(10市22町8村)

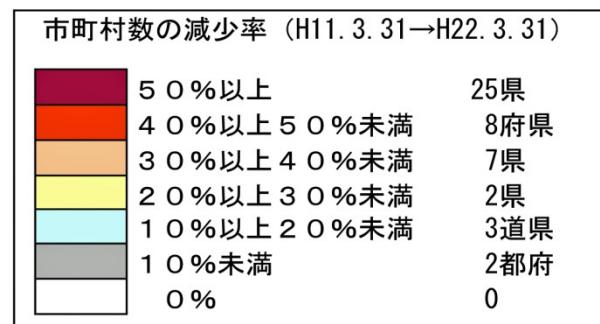
NO	名 称	合 併 日	関 係 市 町 村	関 係 市町村数	人 口 (H17 户籍人口)	備 考
1	五 戸 町	H16.7. 1	五戸町、倉石村	2	20,138	編入
2	十 和 田 市	H17.1. 1	十和田市、十和田湖町	2	68,359	新設
3	つ が る 市	H17.2. 11	木造町、森田村、柏村、稻垣町、車力村	5	40,091	新設
4	む つ 市	H17.3. 14	むつ市、川内町、大畠町、脇野沢村	4	64,052	編入
5	五 所 川 原 市	H17.3. 28	五所川原市、金木町、市浦村	3	62,181	新設
6	外 ケ 浜 町	H17.3. 28	蟹田町、平館村、三厩村	3	8,215	新設
7	藤 崎 町	H17.3. 28	藤崎町、常盤村	2	16,495	新設
8	中 泊 町	H17.3. 28	中里町、小泊村	2	14,184	新設
9	八 戸 市	H17.3. 31	八戸市、南郷村	2	244,700	編入
10	深 浦 町	H17.3. 31	深浦町、岩崎村	2	10,910	新設
11	七 戸 町	H17.3. 31	七戸町、天間林村	2	18,471	新設
12	東 北 町	H17.3. 31	上北町、東北町	2	20,016	新設
13	青 森 市	H17.4. 1	青森市、浪岡町	2	311,508	新設
14	平 川 市	H18.1. 1	平賀町、尾上町、碇ヶ関村	3	35,336	新設
15	南 部 町	H18.1. 1	名川町、南部町、福地村	3	21,552	新設
16	弘 前 市	H18.2. 27	弘前市、岩木町、相馬村	3	189,043	新設
17	お い ら セ 町	H18.3. 1	百石町、下田町	2	24,172	新設



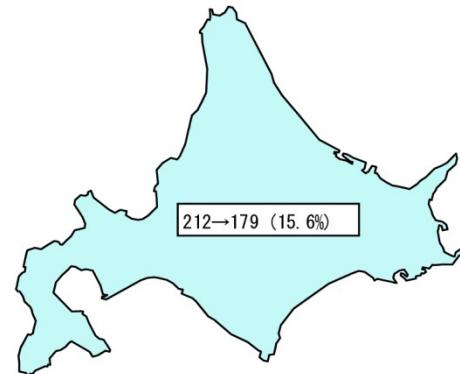
【参考】全国の進展状況

全国の市町村合併の状況

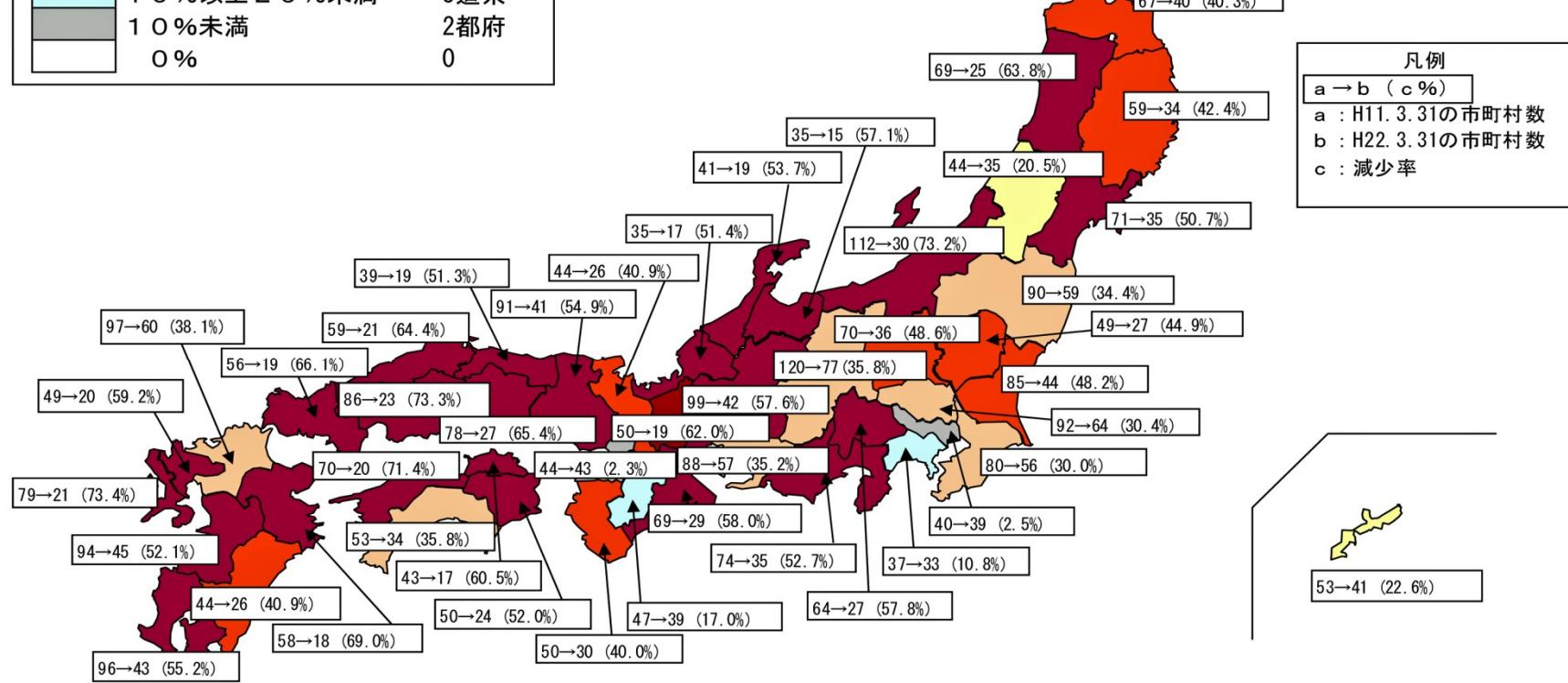
3232市町村 (H11.3.31) が 1730 (H22.3.31) に。



全国減少率
▲46.5%



凡例
a → b (c %)
a : H11.3.31の市町村数
b : H22.3.31の市町村数
c : 減少率



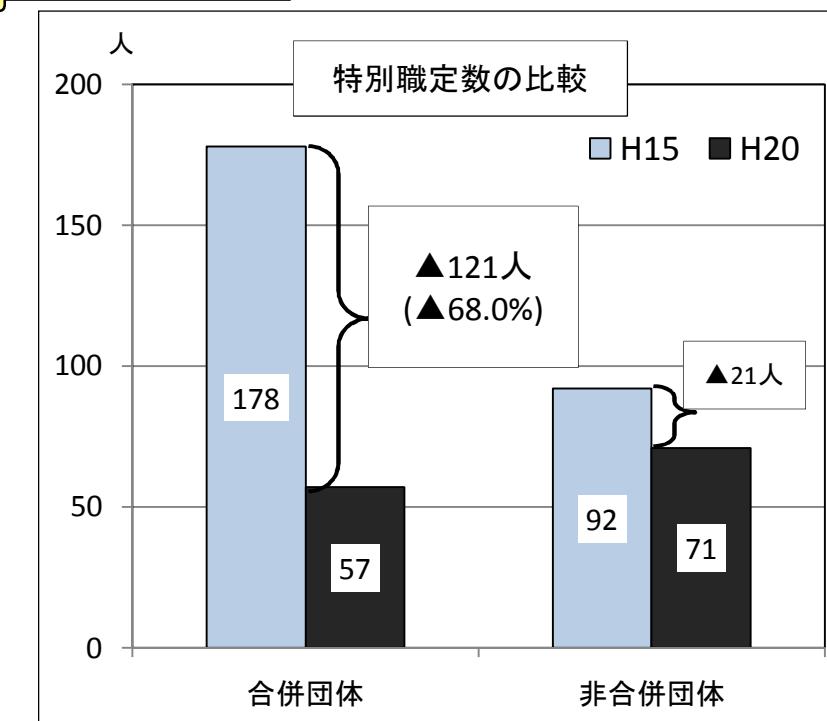
2 市町村合併の効果

(1) 行財政の効率化・基盤強化

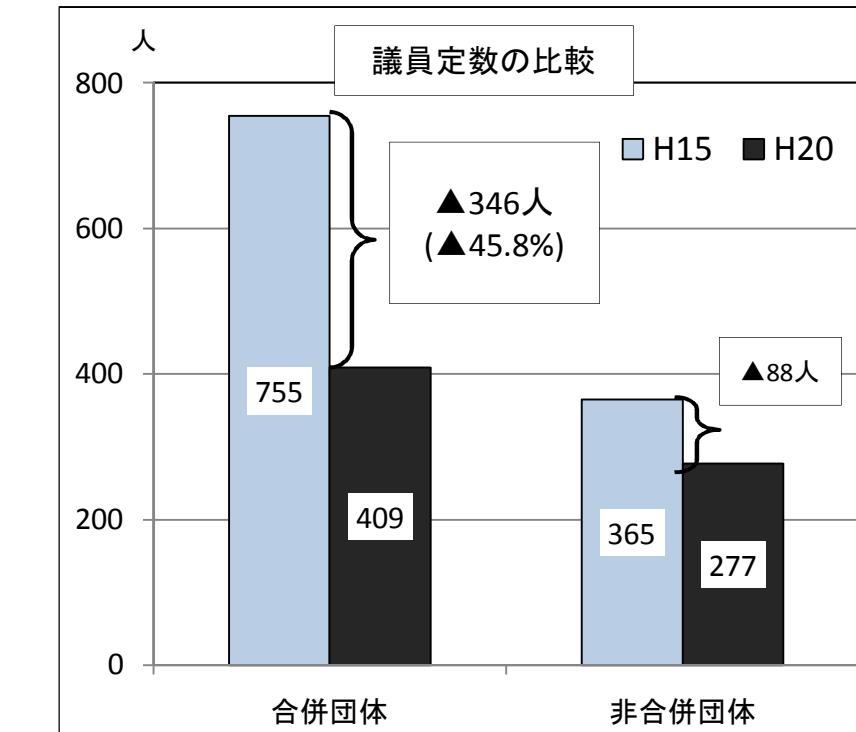
① 特別職(市町村長・副市町村長・収入役・教育長)、議員の人事費削減

➤ 市町村長等の特別職や議員の数が減少することによる人件費の削減効果は、短期的に現れる合併効果として顕著。

特別職の状況



議員の状況



参考:合併団体の給与年額ベースの比較では、
▲9.4億円。

参考:合併団体の報酬手当年額ベースの比較では、
▲10.7億円。

② 一般職員の定員適正化

- 一般職員の定員適正化については、合併団体・非合併団体に関わらず、全市町村が「集中改革プラン」を策定し、平成22年4月1日時点の削減の数値目標を設定し、取り組んでいる最中。
- 合併団体では、合併による重複部分統合等の合併効果があるものの、保健福祉関係等の事務権限の増加や専門職員の確保による増員の必要性があること等を考慮することが必要。
- 数値目標では、合併団体・非合併団体では大きな違いはみられず、長期的な視点で捉えていくことが必要。

集中改革プランにおける定員適正化の数値目標及び実績

区分	団体数	集中改革プラン・数値目標			(参考)H21.4.1時点での実績	
		H17.4.1 現 在	H22.4.1 現 在	H17対H22 増 減 率	H21.4.1 現 在	H17対H21 増 減 率
合 併 団 体	17	13,042人	11,651人	▲10.7%	11,794人	▲ 9.6%
非 合 併 団 体	23	4,447人	4,002人	▲10.0%	3,872人	▲12.9%
計	40	17,489人	15,653人	▲10.5%	15,666人	▲10.4%

③ 財政基盤の強化

- 合併団体・非合併団体を問わず財政環境は厳しいものの、**合併団体では**、地方交付税等による財政支援措置が講じられていることや、合併効果による経費節減効果があるため、「歳入総額の確保」、「地方交付税の確保」、「基金残高の確保」、「標準財政規模の向上」といった**財政基盤に関する各種項目で、非合併団体との違いは大きいもの。**

歳入総額の確保

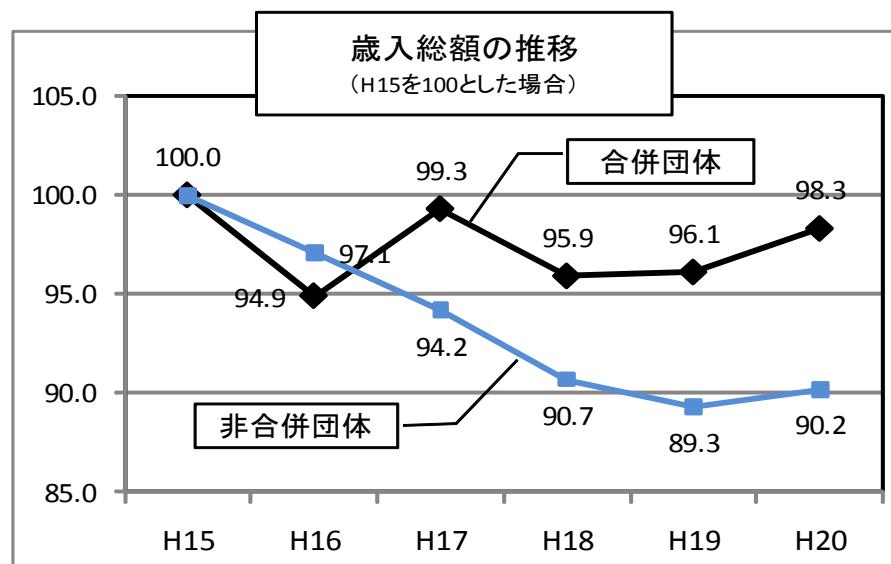
歳入とは…

歳出(支出)の枠組みの裏付けとなるものであり、合併団体には各種の支援策や財源確保策が講じられている。

地方交付税の確保

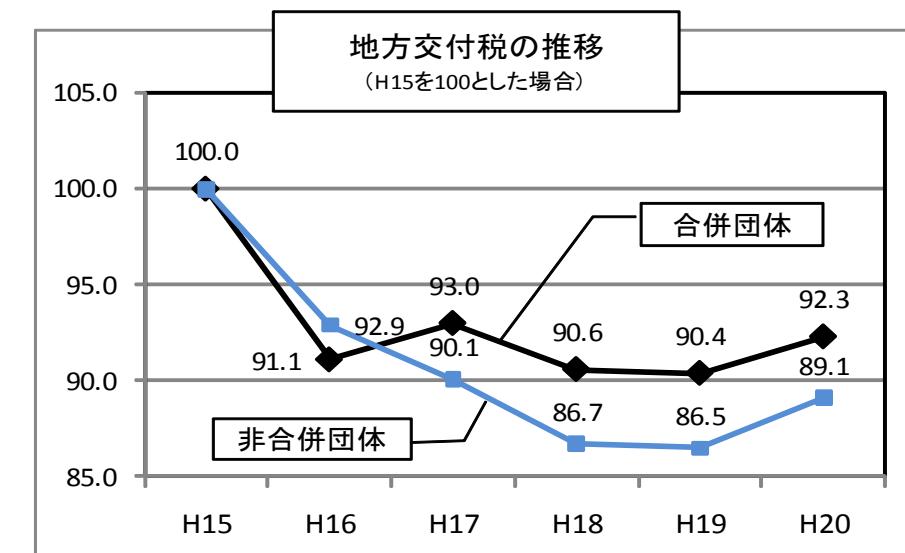
地方交付税とは…

自治体間の財源の不均衡を調整し、どの地域にも一定の行政サービスの提供を保障するもので、県内市町村における財政運営の生命線ともいべき収入。



※不交付団体は除く。

歳入総額では、合併前(H15)とH20年度を比較すると、**合併団体では▲1.7%**に止まるのに対して、**非合併団体では▲9.8%**と大きな違い。

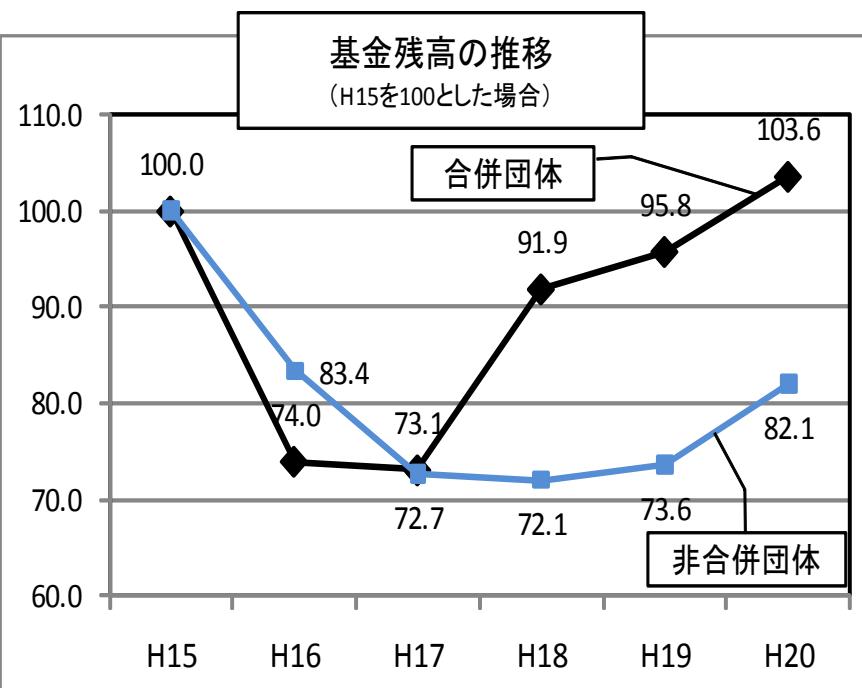


※不交付団体は除く。
地方交付税には臨時財政対策債を含む。

地方交付税では、合併前(H15)からH20年度までの推移を比較すると、H16年度の地財ショック後は**合併団体が非合併団体を3~4%程度上回って推移**。

基金残高の確保

基金とは…
私たちの暮らしに例えれば、「貯金」ともいべきもの。

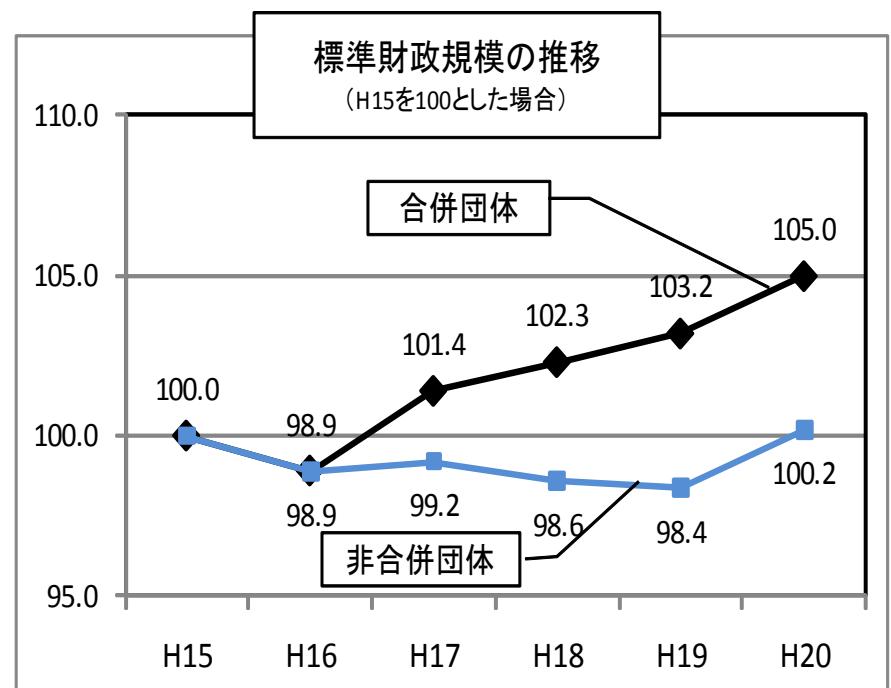


※不交付団体は除く。

基金残高では、合併前(H15)とH20年度を比較すると、合併団体では3.6%増に対して、非合併団体では▲17.9%と大きな違い。

標準財政規模の向上

標準財政規模とは…
一般財源(用途に制限のない財源)の標準的な規模を示すもので、全国統一的に算出され各種財政分析の基礎となるものであり、その向上が財政基盤の強化に資するもの。



※不交付団体は除く。

標準財政規模では、合併前(H15)とH20年度を比較すると、合併団体では5.0%増に対して、非合併団体では0.2%(H19まではマイナスで推移)と大きな違い。

(2) 行政サービスの向上

① 組織・体制の充実

- 合併による規模の拡大を契機として、多様で専門的な行政サービスを提供するための新たな組織を設置したり、専門職員を配置して行政サービスを向上させている事例

【福祉・保健関係】

- ・ 福祉関係の相談業務等において、旧町村部では配置できなかつた社会福祉士やケアマネージャーなどの専門職員を配置。
- ・ 生活保護ケースワーカーや福祉部門への保健師等の専門職員を増員。
- ・ 分散してあつた国保・年金係を住民の利便性を考慮して国保年金課を設置。
- ・ 地域保健、健康増進部門、介護予防施策の充実を図るため、地域包括支援センターを設置あるいは増強。
- ・ 保健衛生部門に栄養士を増員。

【産業（商工業、観光、農林水産業）関係】

- ・ 産業振興を総合的に推進するため、産業政策課を設置。
- ・ 観光施策の充実を図るため、観光推進課を設置。
- ・ 商工業と観光の振興を図るため、商工観光課を設置。
- ・ 農林業の振興を図るため、果樹振興係と林政係を設置。
- ・ 地域交流政策を推進するため、農村交流推進課を設置。
- ・ 経済部に地域振興対策室を設置。

【土木関係】

- ・ 公園を一括管理する公園管理課を設置。用地取得、国土調査事務の効率化を図るため用地課を設置。
- ・ 効率的合理的な工事計画・工事設計の審査調整のため、工事検査室を設置。

【教育関係】

- ・ 学校教育の充実を図るため、指導課を設置。
- ・ 健康保持とスポーツ振興のため、スポーツ振興課を設置。

【環境・エネルギー、防災、総務企画関係等】

- ・ 新エネルギーを推進するため、新エネルギー対策室を設置。
- ・ 環境衛生部門の充実を図るため、環境衛生課を設置。
- ・ 総合的な防災体制を整備するため、防災調整課を設置。
- ・ 地域振興、雇用対策の重要課題に取り組むため、企画財政課内に、地域振興係と雇用対策係を設置。
- ・ 合併後の行財政運営の効率化を図るため、行財政改革推進室を設置。
- ・ 市町村建設設計画及び総合計画を策定推進するため、まちづくり推進室を設置。
- ・ 分庁舎での窓口業務等のサービス充実を図るため、分庁サービス課を設置。
- ・ 財政、財産管理、契約業務等の充実・効率化を図るため、財政課を設置。
- ・ 重要分野において、「監」ポスト（地域自治推進監、滞納整理監、都市基盤整備推進監、後期高齢者医療推進監、漁港整備推進監、給食運営推進監）を設置。

② 住民の利便性・サービスの向上

- 合併してエリアが拡大したことでの、利用できる公共施設が増えたり、旧市町村の制度を新市町全域に適用するなど、住民の利便性が向上した事例
- 使用料等の住民負担を低い料金に統一したり、各種サービスを高い水準に統一した事例
- 広域的視点に立ったまちづくりや施策展開の事例等

【エリア拡大による住民の利便性向上】

- ・全旧市町村の公共施設利用・予約システムが新市町全域で利用可能となった。
- ・公営住宅の選択肢が広がった。
- ・保育園（所）の選択肢が広がった。
- ・高齢者バス特別乗車証について新市町全域に適用するとともに、合併を契機に、新市町全域で市営バスと民営バスの共通使用とした。
- ・旧市町村間の行政サービス維持向上のため、行政連絡バス等を運行した。
- ・資源ゴミの回収方法を新市町全域へ拡大した。
- ・可燃ゴミの収集回数を週1回から2回へ充実・統一した。
- ・粗大ゴミの収集サービスを新市町全域へ拡大した。
- ・下水道、道路、融雪溝等の生活基盤について、新市町全域で均衡ある整備を図った。
- ・患者送迎バス、健康増進施設への無料送迎バス、コミュニティバス等の運行を新市町全域へ拡大した。
- ・小中学校の通学区域の見直しにより、遠距離通学が解消した。

【高いサービス水準への統一、低い住民負担への統一】

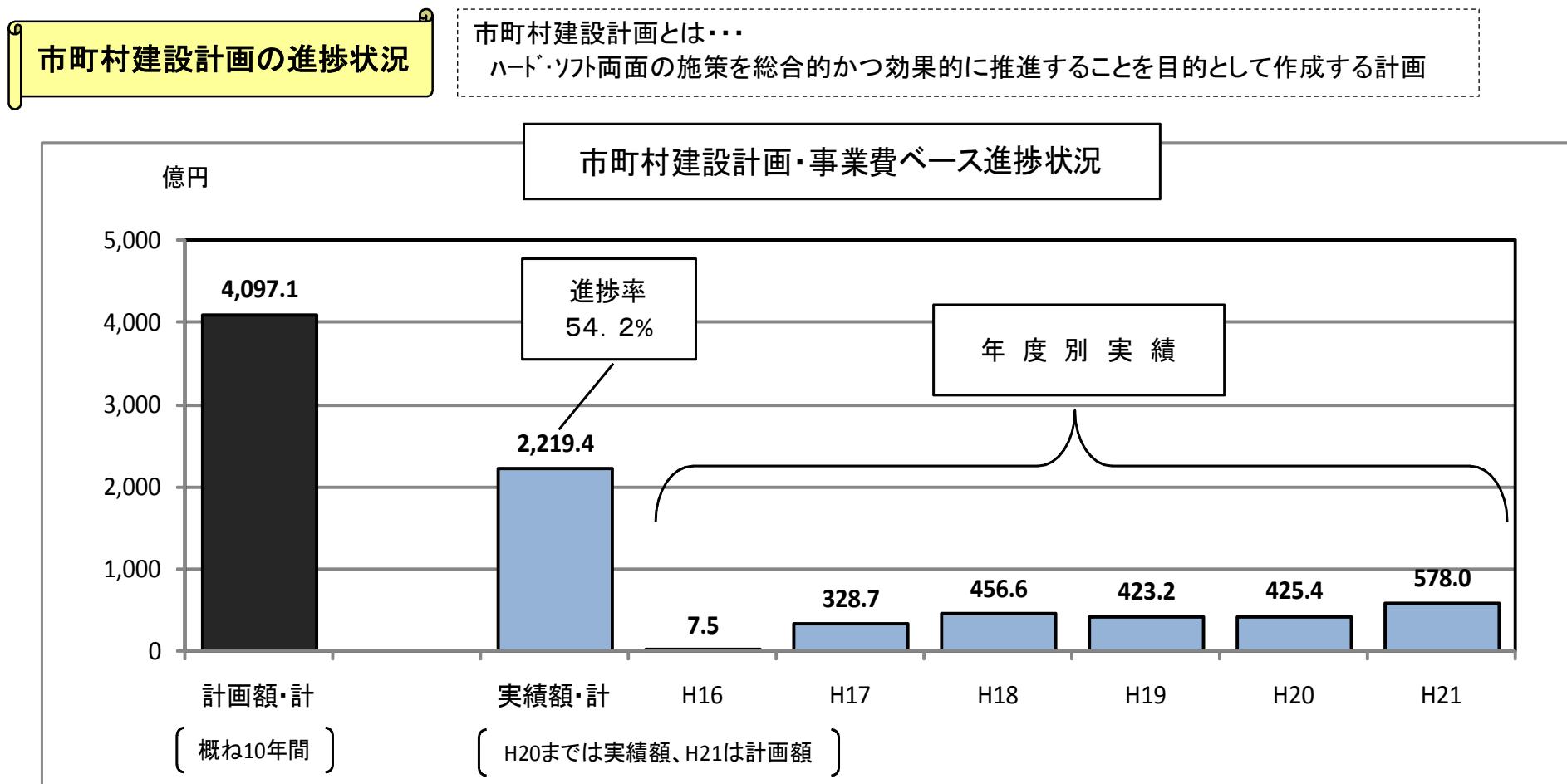
- ・国民健康保険税を低い額に統一した。
- ・学童保育事業の保護者負担を無料化で統一した。
- ・保育料を概ね半額となるように統一した。
- ・差異があった幼稚園の入園年齢を、すべての幼稚園で3歳児の入園を可能とするように統一した。
- ・子育て（第3子以降支援金）や高齢者活動支援等の民生向上事業を高いサービス水準に統一した。
- ・旧市町村の公共施設の減免措置を新市町全域へ拡大した。
- ・証明書発行手数料、窓口手数料等を低い団体の料金へ統一した。
- ・旧町村部の小中学生における公共施設への入館料を無料とし施設の利用拡大を図った。

【広域的な視点に立ったまちづくりや施策展開等】

- ・電算システム統合により、窓口サービスが充実したほか、これを契機として、新たに戸籍事務を電算化した。
- ・観光資源の融合・共有化により魅力ある総合的なPRができた。
- ・地域防災計画を市内全域で設定し、より一体的な防災体制を整備できた。
- ・個別のシステムを統合し、より高度化した防災無線システムを整備できた。
- ・学校給食センターの整備により、新市町全域の学校給食事業を一元化するとともに、地産地消や食育の推進ができた。
- ・地域協議会を組織し、住民独自の計画を策定・実践することにより、地域コミュニティの振興が図られた。

(3) 広域的観点に立った効率的・総合的なまちづくり
(4) 重点的な投資による基盤整備の推進

- 合併後概ね前期5カ年を終了するが、合併特例債などの国・県による財政支援措置を活用しながら、**市町村建設計画の進捗は概ね順調に推移**。(事業費ベース全体進捗率: 54. 2%)



合併特例債の活用状況

合併特例債とは…

合併後10年間、市町村建設設計画に基づくまちづくりためのハード事業や、地域振興・一体感醸成のために行う基金の造成に充当することができる地方債。その元利償還金の相当額(70%)については地方交付税に算入。

(単位:億円)

団体名	起債限度額 (基金造成含む)	実績額 (H21まで)	主な活用実績
青森市	236.3	155.2	青森駅周辺整備推進事業、りんご貯蔵施設整備事業、ふるさとミュージアム整備事業
弘前市	280.3	83.6	小中学校施設整備推進事業、広域環状道路整備事業、スマートレクリエーション施設建設事業
八戸市	179.4	93.3	合併記念多目的交流広場整備事業、南郷文化ホール建設事業、地域観光交流施設整備事業
五所川原市	198.7	42.8	中心市街地整備事業、スノーステーション建設事業、情報システム整備事業
十和田市	131.7	32.2	新市移動系防災行政無線整備事業、保育園改築事業、高森山総合運動公園アクセス道路整備事業
むつ市	245.8	55.1	本庁舎移転改修事業、下北駅前広場整備事業、小学校建設事業、市道整備事業
つがる市	216.4	68.6	統合中学校建設・改築事業、斎場改築事業、防災行政無線統合整備事業
平川市	149.4	18.2	小中学校増改築事業、小学校大規模改修事業、中学校屋外環境整備事業
外ヶ浜町	70.0	22.3	防災行政用無線施設整備事業、一般廃棄物処理施設建設事業、町道ネットワーク整備事業
深浦町	51.3	25.9	小学校建設事業、防災行政用無線統合事業、フィットネスプロモーション改修事業
藤崎町	66.5	31.7	小学校改築事業、学校給食施設整備事業、防災行政無線設備整備事業
中泊町	59.1	23.1	学校給食センター建設事業、防災行政無線整備事業、戸籍事務電算化事業、町道新設改良事業
七戸町	75.6	34.5	新町拠点整備事業、町道ネットワーク整備事業、小学校屋内運動場改築事業
東北町	80.7	45.1	ながいも洗净選別貯蔵施設整備事業、中学校改修事業、町道改良舗装整備事業
おいらせ町	87.3	22.7	公共サイン整備事業、防災行政用無線統合事業、中学校屋外教育環境整備事業、公園整備事業
五戸町	65.9	25.1	小中学校施設整備事業、町道ネットワーク整備事業、都市再生整備事業、防災ネットワーク整備事業
南部町	119.0	12.2	統合給食センター建設事業、公民館建設事業
計	2,313.4	791.6	

(※H20までは実績額、H21は計画額ベース)

【参考】国・県による県内合併市町村に対する主な支援措置

[単位: 億円]

区分 (旧法に基づくもの)		全体額 (限度額)
国	地方交付税加算	合併補正(5年間)
		特別交付税(3年間)
	合併補助金(限度額)	53. 1
	合併特例債 (充当率: 95%) (交付税算入率: 70%)	ハード事業(限度額)
		基金造成事業(限度額)
県	市町村合併支援特別交付金(限度額)	90. 0
	合併支援道路整備事業(事業主体: 県)(全体計画(見込)額)	892. 1

3 市町村合併に当たって懸念された事項への対処、課題

- 県の合併推進要綱においては、「各市町村においては、住民、各種団体等が抱く市町村合併に当たっての懸念を探り、その解消に向けた具体的な対応策を協議し、住民、各種団体等と検討を進める必要がある」としていますが、要綱に掲げた**市町村合併に当たって懸念された事項**に対し、各市町が行っている**対処事例**と、一方で、**対処できていない・対処が十分でない事例**をとりまとめ。
- 事例のとりまとめを通じて、**合併後における課題として、周辺部の衰退への対応、住民意見の把握、住民負担の適正化、住民サービスの適正化、分庁・支所等の機能の確保、公共施設の再編等**が、あげられる状況。

- (1) 旧来の地域の個性やまちづくりの成果の喪失
- (2) 中心部と周辺部の格差発生・拡大
- (3) 住民の意見が行政に反映されにくくなる

【対処事例】

- ・ 旧町村部に地域自治区を設置するとともに、その名称に地名を残している。
- ・ 旧市町村の名称を新市町の町名・字名として残している。
- ・ 旧市町村の名称や由緒ある地名を、公共施設の名称等として残している。

- ・ 地域単位でのイベントや祭りの実施や、地域の歴史・文化伝統等の保護活動を支援し、活性化を図っている。
- ・ 町内会やコミュニティ施設の維持管理等のまちづくり活動を支援している。
- ・ 旧市町村単位で地域審議会を設置し、地域のまちづくりに住民の意見を反映している。また、住民独自のまちづくり計画を策定し実践を支援している。
- ・ 旧町村の各庁舎単位で地域振興予算を計上している。
- ・ 自治会連合会を設置し、各自治会が独自に活動して自立化や活性化ができるように支援している。

- 町内の各地域ごとに地域ミニ計画を策定し、地域住民の要望をとりまとめ、地域のまちづくりに住民の意見を反映している。
- 首長と地域住民による懇話会等を新市町全域で定期的に実施し、合併後のまちづくりについての意見、提言等を把握している。
- 定期的に住民意識調査を実施し、合併後のまちづくりについての意見、提言等を把握している。
- 本庁舎、各支所、出張所、ホームページ等に住民の意見、要望を伝えるシステムを導入している。
- 各種公募委員の選定に当たっては、地域性を十分に考慮している。
- 合併と同時に策定した自治基本条例に基づき、パブリックコメントやアンケート調査を実施している。
- 合併しなければ財政は今以上に厳しく、今以上の料金の値上げや各種事務事業・施設の廃止・休止が予想されたが、合併したことにより、廃止・休止が一定程度に抑えられ、住民サービスの水準を現状で維持することができている。

【対処できていない事例、対処が十分ではない事例】

- 保育料、上水道事業などの一部使用料が未統合である。
- 各種団体等に対する補助金が減少し、合併がその理由であるとの声もある。
- 各種行事に参加する町内会や住民が減少した。
- 住民全体が集う行事が減少した。
- 人口の増加に伴い、住民を対象とした行事の開催場所確保に問題が生じている。
- 本庁に職員が集約されたため、支所に活気がなくなり、周辺の商店の売り上げが減少したといわれている。
- 支所業務が縮小され、住民に不安の声がある。
- 支所があっても、本庁から遠い地域の住民には、行政に親しみがなくなったとの声がある。
- 旧町村部の農業委員数が減ったため農家の声が届きにくくなったり小さなことが見えにくくなっているといわれている。

(4) 市役所や町村役場、公共施設が遠くなり、現在よりも不便になる

(5) きめ細かなサービスの提供ができにくくなる

(6) 行政サービスが低下する

【対処事例】

- ・旧町村役場を総合支所（あるいは区役所）とし、窓口サービスの低下を招かないようにしている。
- ・本庁と総合支所を光ケーブルで結ぶなど、高度化・迅速化を図っている。
- ・本庁と区役所との間でオンラインシステムとファックスを活用して、混雑する本庁と比べ待ち時間が短縮するなどのメリットも生じさせ、来所者の増加を図っている。
- ・旧市町村間で、行政連絡バス（あるいは多目的バス）を運行させている。
- ・新市町全域に行政連絡員等を配置し、広報等配布サービスを実施している。
- ・各種申請書類をホームページからダウンロードできるようにしている。
- ・公共施設にパソコンを整備し、各種申請書類をダウンロードできるようにしている。
- ・地域住民の要望をより広く聴くため、各支所に総務課（あるいは庶務課、分庁サービス課）を設置した。

- ・保育園児送迎バス、患者送迎バスを運行させている。
- ・税の申告相談、申告会場を旧市町村毎に設定している。
- ・職員研修において住民への接遇研修を定期的、重点的に実施し、窓口サービスの向上を図っている。
- ・旧町村の庁舎の会議室等を住民や各種団体が利用できるようしている。
- ・イベントや行事の際には、送迎バスを運行するなどのサービスを講じている。
- ・職員配置に当たっては、住民の違和感を和らげるため、旧市町村単位でバランスを考慮している。
- ・図書館やスポーツ施設等について、相互利用や相互サービスが可能となっている。
- ・旧町村が独自に実施していたサービスや事業は、新市町全域に適用するように引き継いだ。
- ・窓口サービスの時間延長等のサービス向上を図っている。

（※ほかに、10ページの「住民の利便性・サービスの向上」も参考のこと。）

【対処できていない事例、対処が十分ではない事例】

- ・一部の申請事務については、本庁のみの受付となっているものがある。
- ・より専門的な行政サービスや各種事業要望の受付や相談等は、本庁に来庁しなければならない。
- ・支所では、地域要望への即決ができなくなるなどの対応には限度がある。
- ・教育委員会が旧町村部に置かれており、本庁との一体的な行政サービスの提供に課題が残っている。
- ・分庁方式には役所機能が一体化しないなどの課題がある。
- ・住民サービスの一部（乳児検診、税の確定申告、期日前投票等）が集約され箇所が減少したことでのサービスが低下している。
- ・行財政改革の実施によるものではあるが、合併に伴い行政サービスの低下を招いているとの声もある。
- ・住民に身近な集会所や公園等について、規模や質等に差異があり、一部に不公平感がある。
- ・同じ用途の公共施設が複数存在し、適正配置への取組が十分ではない。
- ・体育施設利用料などの住民負担の一部には、増加したものがある。
- ・軽微な補修工事等の対応が遅くなつた。

4 今後の意向等

(1) 未合併市町村の要因(合併に至らなかった理由) (平成19年8月調査結果)

- 未合併市町村の要因としては、積極的に「合併せずに単独で運営」を選択したのではなく、**合併の必要性を認識しつつも団体内・団体間における何らかの理由で未合併を余儀なくされた団体も多い**状況。
- 現行法下(H17以降)の合併に向けた取組では、こうした課題が解消されていなかつたり、合併の相手方が新しいまちづくりを優先させた団体が多いと考えられるところ。

合併に至らなかった理由(複数回答可)		青森県の状況	全国の状況
①	合併せずに単独で運営していこうと考えた	6団体 (22.2%)	386団体 (23.2%)
②	離島や中山間地域等に位置することにより、隣接する団体の役場までの時間距離が遠いために、合併が困難である	0団体 (0%)	58団体 (3.5%)
③	合併について意見集約ができなかった	7団体 (25.9%)	422団体 (25.4%)
④	当団体から見て、合併の組合せの相手(一又は複数)との間に阻害要因又は合併相手(一又は複数)側に課題等があるとを考えた	2団体 (7.4%)	156団体 (9.4%)
⑤	当団体としては合併を望んだが、合併相手が、当団体との合併に消極的・否定的であった	9団体 (33.4%)	330団体 (19.8%)
⑥	合併協議の際、協議事項について合意がなされなかつた	3団体 (11.1%)	230団体 (13.8%)
⑦	その他の理由(合併の組合せの中で、合併相手同士の間で合併阻害要因があつた等)	0団体 (0%)	81団体 (4.9%)

(2) 今後の合併に対する意向等(平成21年11月調査結果)

- 今後合併は必要(検討する必要)とする団体が半数(40団体中20団体)を占めている。ただし、「必要」と回答した団体で、短期的な課題とする団体は少ない状況。
- 合併後の新しいまちづくりを進めていること、地方行財政を取り巻く環境の将来見通しや合併の動きが不透明なこと等から、現段階では回答困難とする団体も相当数あり、引き続き、情報提供や市町村の意向の把握等に努めていく必要。
- 飛び地・小規模(人口1万人未満)といった課題を抱える団体でも、全市町村の状況と同様の調査結果。

① 全市町村の状況

区分	団体数
1 今後合併は必要である	5
2 今後合併を検討する必要がある	15
3 合併は必要ない	4
4 現段階では回答困難	16

1又は2と回答した団体について

②飛び地団体、小規模団体(人口1万人未満)の状況

区分	団体数
1 今後合併は必要である	3
2 今後合併を検討する必要がある	4
3 合併は必要ない	3
4 現段階では回答困難	4

1又は2と回答した団体について

区分	団体数
1 短期的な課題として	1
2 中・長期的な課題として	19

区分	団体数
1 短期的な課題として	1
2 中・長期的な課題として	6

おわりに

1. 今回のとりまとめを通じて、県合併推進要綱で見込まれていた**行財政基盤の強化などの合併効果**については、新しいまちづくりの途上である現時点にあっても、**一定の成果が着実に現れている**という結果。
2. 一方で、**合併効果が発現していない、課題解決への対処ができていない・十分ではない等の調査結果**も一部に示されているところであるが、今後、合併から時間が経過していくにつれて、**多くの合併効果が本格化**することが期待され、また、様々な取組みの継続を通じて**課題の解決**が望まれるところ。
なお、市町村合併と時期を同じくして進められた国の三位一体改革における地方交付税総額の大幅削減や歳出・歳入一体改革が合併市町村の財政見通しや財政運営にマイナスの影響を与え、市町村合併の評価・検証・分析を困難にさせている面もあるのではないかとの調査結果も示されているところ。
3. また、本県では、**飛び地合併**が3例あったことや**人口1万人未満の小規模町村**が比較的多いこと（12団体・構成比30%、全国平均27%程度）などが**残された課題**としてあげられるところ。
4. 言うまでもなく、**合併効果・メリット**は自動的に転がり込んで来るものではなく、また、合併に伴う**課題・デメリット**も必ず現実化するというものではない。いずれも**合併市町村の取組次第**。合併市町村においては、一体感の醸成を含めて、**合併後の各種取組を、住民の声や地域の実情を個別に把握・検証しながら継続して取り組んでいくことが極めて重要**。
また、合併による**財政上の優遇措置期間終了後を見据えた行財政改革**に取り組んでいくことも必要。
5. 今後の地域主権改革の進展や少子高齢化等の課題を踏まえれば、市町村の行財政基盤の強化は必要であり、そのため、平成22年度以降、**市町村合併は多様な選択肢の一つ**として用意されるところであるが、**青森県においても、全国の動向や県内市町村の置かれた実情・意向等を踏まえながら、今後必要に応じて、適切な対応に努めていくもの**。

【資料1】「合併市町における合併効果と課題」調査結果（平成21年11月調査）

調査方法

■ 11の調査項目

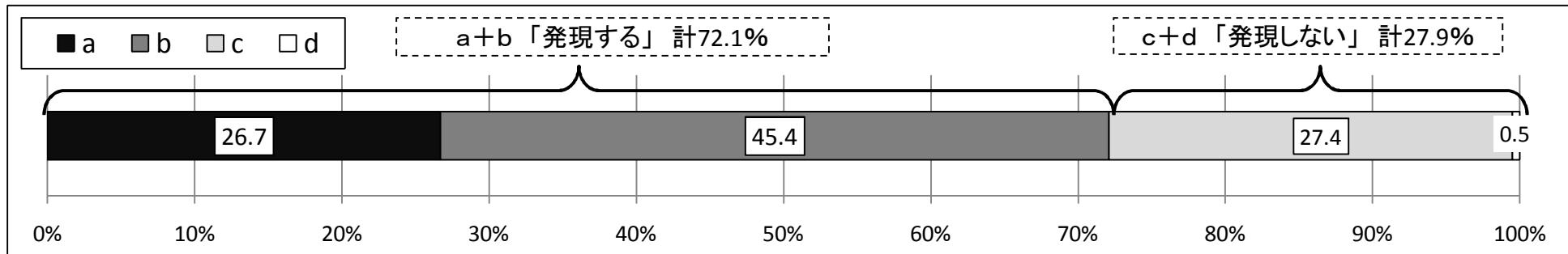
1. **住民サービスの維持・向上**（専門性の高いサービス充実。地域の独自性を勘案しやすくなったり事務処理速度が向上。維持困難であったサービスの継続。合併を契機とした情報基盤整備によるIT社会に対応したサービスの充実。高度な機能サービスを持つ大規模施設の利用。積み残されていた地域課題の解消。）
2. **利便性の向上**（公共施設の増加や種類の多様化。公共的交通の充実。行政界付近等における通学のしやすさの向上。）
3. **地域コミュニティ、市民活動の振興**（住民参加型行政の推進。合併を契機としたコミュニティの仕組みの見直し等による活性化。新しい市町村の歴史を自ら刻むという意識の醸成や地域への愛着の高まり。地域資源が広く共有化される等による市民活動の活発化。）
4. **地域の知名度向上、イメージアップ**（全域での観光PRの可能性向上。農産物や商工業製品のシェアが高まることによるイメージアップ。）
5. **行政経費への理解向上**（合併や合併協議等を通じた行政経費への住民の関心の高まり。）
6. **産業活動の円滑化**（手続き・申請の一本化。多様なメニューでの観光振興や企業誘致。）
7. **防災力の向上**（合併に伴う防災体制強化や災害予防事業の推進。）
8. **専門的できめ細かい施策の推進**（新しい行政分野への取組拡大。専門性の高い施策の展開。）
9. **権限移譲による自立性の向上**（権限移譲による自立性やサービスの向上。）
10. **広域的なまちづくりの充実**（広域的な道路整備や土地利用。広域的な交通体系の整備。重点的投資・大規模投資の実現可能性の向上。施設・サービスの集約化による質・量的な向上。）
11. **行財政基盤の強化**（効果的で安定的な行財政運営の行いやすさ向上。合併を契機とした行財政改革の推進。公営企業・第3セクターの経営改善・統合等による効率化。サービス水準・経費の適正化。組織の簡素化。既存施設の整理統合に伴う用途変更による有効活用。税の徴収力強化。余剰施設の売却等による歳入増加。課税対象拡大等による增收。）

■ 自己評価とし、次の4つの選択肢を設定

- a. 現在、合併効果が発現している。
- b. 現在、合併効果が発現していないが、今後、発現する見込みがある。
- c. 現在、合併効果が発現していないし、今後、発現する見込みはない。
- d. 現在、合併効果が発現していないし、今後、悪化する見込みがある。

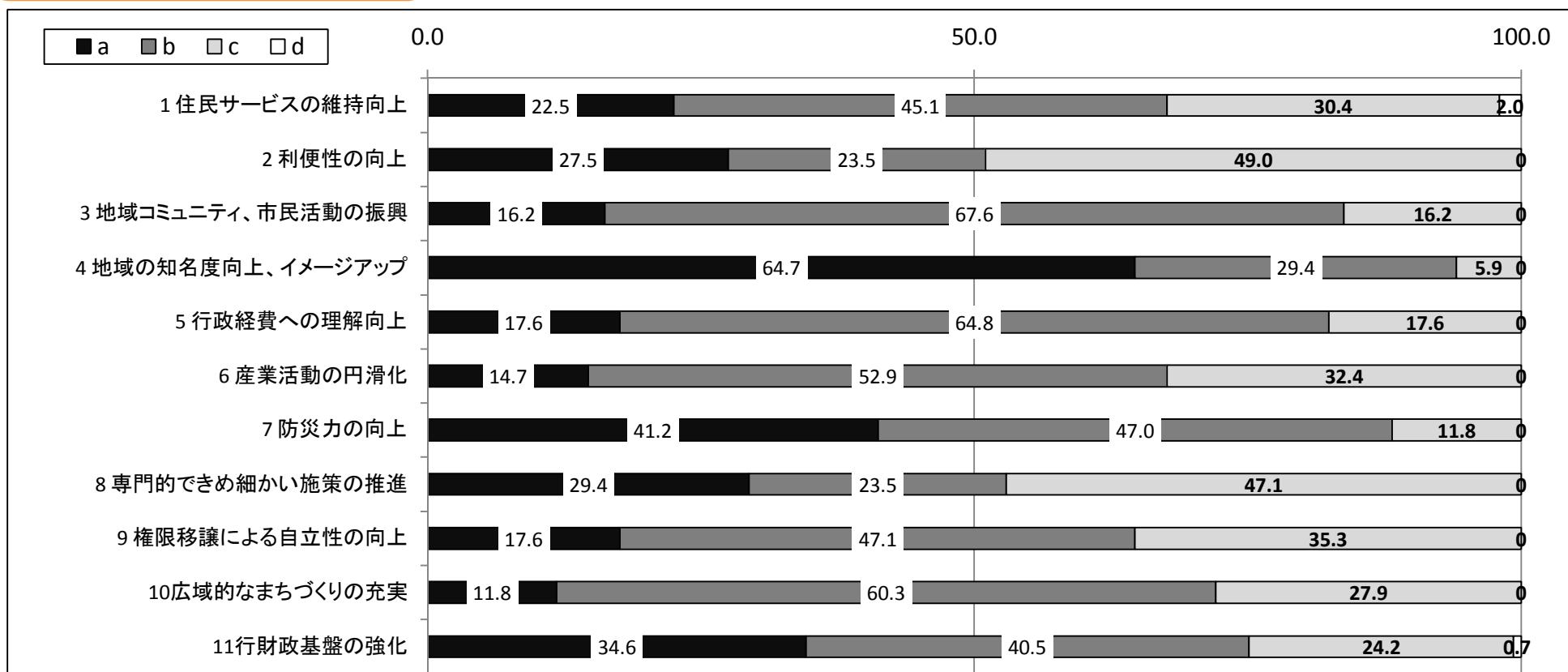
(1) 全項目、全市町合計

➤合併効果が発現する(見込みを含む)(a+b)は、72. 1%



(2) 項目別、全市町合計

➤ a + b 「発現する」が高い項目（平均（72.1%）以上）……3、4、5、7、10、11
➤ a + b 「発現する」が50%を割り込む項目は、なし。



【資料2】平成の合併における青森県内の動き

【旧合併特例法（合併旧法）下での動き】

<合併市町村>

1 五戸町

- (1) 関係市町村 五戸町、倉石村
(2) 合併日 平成16年7月1日（木）
(3) 協議の経緯 五戸町・倉石村合併協議会

- 「五戸地方合併協議会（五戸町、倉石村、新郷村で組織。任意の合併協議会として平成13年6月1日設置）」を8回開催し、合併協定項目の調整案作成、行財政現況調査、住民アンケート調査、先進地視察等を実施。合併した場合の地域将来構想を策定し、住民説明会を実施。3町村長の合意により、合併協議会を解散（平成14年10月31日）。
- 平成14年11月22日に五戸町及び倉石村で臨時議会を招集し法定の合併協議会設置議案を提案、可決し、法定の合併協議会を設置（平成14年12月1日）。
- 11回の合併協議会を開催。<合併方式：五戸町に編入合併、合併期日：平成16年7月1日、新町事務所位置：旧五戸町役場、新町名称：五戸町>
- 合併協定書に調印し、同日、両町村の臨時議会において、両町村の合併議案を提案、可決（平成16年1月15日）。
- 県に廃置分合を申請（平成16年1月28日）。
- 平成16年2月県議会定例会に合併議案を提案、可決を経て、知事が廃置分合を決定（平成16年3月22日）。総務大臣に届出（平成16年3月22日）。
- 平成16年4月12日官報告示。

2 十和田市

- (1) 関係市町村 十和田市、十和田湖町
(2) 合併日 平成17年1月1日（土）
(3) 協議の経緯 十和田市・十和田湖町合併協議会

- 「十和田市・十和田湖町任意合併協議会（平成15年3月25日設置）」を6回開催し、新市将来構想等を策定。両市町で法定の合併協議会を設置することに合意（平成15年10月24日）。
- 平成15年11月17日に両市町で臨時議会を招集し、法定の合併協議会設置議案を提案、可決し、法定の合併協議会を設置（平成15年11月18日）。
- 11回の合併協議会を開催。<合併方式：新設合併、合併期日：平成17年1月1日、新市事務所位置：旧十和田市役所、新市名称：十和田市>
- 合併協定書に調印（平成16年7月16日）し、両市町の臨時議会において、両市町の合併議案を提案、可決（平成16年7月23日）。
- 県に廃置分合を申請（平成16年7月26日）。
- 平成16年9月県議会定例会に合併議案を提案、可決を経て、知事が廃置分合を決定（平成16年10月8日）。総務大臣に届出（平成16年10月8日）。
- 平成16年11月5日官報告示。

3 つがる市

- (1) 関係市町村 木造町、森田村、柏村、稻垣村、車力村
(2) 合併日 平成17年2月11日（金）
(3) 協議の経緯 木造新田合併協議会

- 「木造新田任意合併協議会（平成14年11月25日設置）」を6回開催し、法定の合併協議会を設置することに合意（平成15年4月11日）。

- ・5町村で臨時議会を招集し、法定の協議会設置議案を提案、可決し、法定の合併協議会を設置（平成15年5月16日）。
- ・14回の合併協議会を開催。<合併方式：新設合併、合併期日：平成17年2月11日、新市事務所位置：旧木造町役場、新市名称：つがる市>
- ・合併協定書に調印し、同日、5町村の臨時議会において、5町村の合併議案を提案、可決（平成16年6月24日）。
- ・県に廃置分合を申請（平成16年6月25日）。
- ・平成16年9月県議会定例会に合併議案を提案、可決を経て、知事が廃置分合を決定（平成16年10月8日）。総務大臣に届出（平成16年10月8日）。
- ・平成16年11月5日官報告示。

4 むつ市

(1) 関係市町村 むつ市、川内町、大畠町、脇野沢村

(2) 合併日 平成17年3月14日（月）

(3) 協議の経緯 むつ・川内・大畠・脇野沢合併協議会

- ・4市町村長が法定の合併協議会を設置することに合意（平成16年6月21日）。
- ・4市町村の臨時議会等で、法定の合併協議会設置議案を提案、可決し（むつ市・川内町：6月28日、大畠町：6月23日、脇野沢村：6月25日）、法定の合併協議会を設置（平成16年6月29日）。
- ・8回の合併協議会を開催。<合併方式：むつ市に編入合併、合併期日：平成17年3月14日、新市事務所位置：現むつ市役所、新市名称：むつ市>
- ・合併協定書に調印（平成16年10月22日）し、4市町村の臨時議会において合併議案を提案、可決（川内町・脇野沢村：10月25日、大畠町：10月26日、むつ市：10月27日）。
- ・県に廃置分合を申請（平成16年10月29日）。

- ・平成16年11月県議会定例会に合併議案を提案、可決を経て、知事が廃置分合を決定（平成16年12月16日）。総務大臣に届出（平成16年12月17日）。
- ・平成17年1月18日官報告示。

5 五所川原市

(1) 関係市町村 五所川原市、金木町、市浦村

(2) 合併日 平成17年3月28日（月）

(3) 協議の経緯 五所川原地域合併協議会

- ・五所川原市に対し、平成16年3月30日に市浦村が、4月20日に金木町が合併協議を申し入れ。
- ・五所川原市と金木町が合併検討会を2回開催した後、市浦村を加えた3市町村長会議で法定の合併協議会を設置することに合意（平成16年6月3日）。
- ・平成16年6月22日に3市町村の6月定例会等において、法定の合併協議会設置議案を提案、可決し、法定の合併協議会を設置（平成16年7月1日）。
- ・7回の合併協議会を開催。<合併方式：新設合併、合併期日：平成17年3月28日、新市事務所位置：現五所川原市役所、新市名称：五所川原市>
- ・合併協定書に調印し、同日、3市町村の臨時議会において合併議案を提案、可決（平成16年10月19日）。
- ・県に廃置分合を申請（平成16年10月20日）。
- ・平成16年11月県議会定例会に合併議案を提案、可決を経て、知事が廃置分合を決定（平成16年12月16日）。総務大臣に届出（平成16年12月17日）。
- ・平成17年1月18日官報告示。

6 外ヶ浜町

(1) 関係市町村 蟹田町、平館村、三厩村

(2) 合併日 平成17年3月28日（月）

(3) 協議の経緯 東津軽三町村合併協議会

- ・3町村幹部会において3町村による法定の合併協議会を設置することに合意（平成16年7月26日）。
- ・平成16年8月6日に3町村において臨時議会を招集し、法定の合併協議会設置議案を提案、可決し、同日、法定の合併協議会を設置（平成16年8月6日）。
- ・15回の合併協議会を開催。<合併方式：新設合併、合併期日：平成17年3月28日、新町事務所位置：現蟹田町役場、新町名称：外ヶ浜町>
- ・合併協定書に調印し、同日、3町村の臨時議会において合併議案を提案、可決（平成16年11月4日）。
- ・県に廃置分合を申請（平成16年11月5日）。
- ・平成16年11月県議会定例会に合併議案を提案、可決を経て、知事が廃置分合を決定（平成16年12月16日）。総務大臣に届出（平成16年12月17日）。
- ・平成17年1月18日官報告示。

7 藤崎町

- (1) 関係市町村 藤崎町、常盤村
(2) 合併日 平成17年3月28日（月）
(3) 協議の経緯 藤崎・常盤まちづくり協議会
- ・平成16年10月8日に2町村議会の臨時議会において、法定の合併協議会設置議案を提案、可決し、法定の合併協議会を設置（平成16年10月11日）。
 - ・8回の合併協議会を開催。<合併方式：新設合併、合併期日：平成17年3月28日、新町事務所位置：現藤崎町役場、新町名称：藤崎町>
 - ・合併協定書に調印（平成17年1月15日）し、両町村の臨時議会において、合併議案を可決（平成17年1月17日）。
 - ・県に廃置分合を申請（平成17年1月18日）。

- ・平成17年2月県議会定例会に合併議案を提案、可決を経て、知事が廃置分合を決定（平成17年2月23日）。総務大臣に届出（平成17年2月23日）。
- ・平成17年3月14日官報告示。

8 中泊町

- (1) 関係市町村 中里町、小泊村
(2) 合併日 平成17年3月28日（月）
(3) 協議の経緯 中里町・小泊村合併協議会

- ・小泊村が金木町、中里町に3町村による法定の合併協議会設置を要請（平成16年3月16日）し、中里町が2町村での合併協議を進めたい旨申し入れ（平成16年4月23日）。
- ・平成16年6月4日に両町村議会の6月定例会において、法定の合併協議会設置議案を提案、可決し、法定の合併協議会を設置（平成16年6月21日）。
- ・8回の合併協議会を開催。<合併方式：新設合併、合併期日：平成17年3月28日、新町事務所位置：現中里町役場、新町名称：中泊町>
- ・合併協定書に調印し、同日、両町村の臨時議会において、両町村の合併議案を提案、可決（平成16年10月28日）。
- ・県に廃置分合を申請（平成16年10月29日）。
- ・平成16年11月県議会定例会に合併議案を提案、可決を経て、知事が廃置分合を決定（平成16年12月16日）。総務大臣に届出（平成16年12月17日）。
- ・平成17年1月18日官報告示。

9 八戸市

- (1) 関係市町村 八戸市、南郷村
(2) 合併日 平成17年3月31日（木）
(3) 協議の経緯 八戸市・南郷村合併協議会
- ・2市村長会議において2市村による法定の合併協議会を設置することに合意（平成16年9月21日）。

- 平成16年9月27日に2市村議会の定例会・臨時議会において法定の合併協議会設置議案を提案、可決し、同日、法定の合併協議会を設置（平成16年9月27日）。
- 4回の合併協議会を開催。<合併方式：八戸市に編入合併、合併期日：平成17年3月31日、新市事務所位置：現八戸市庁、新市名称：八戸市>
- 合併協定書に調印（平成16年10月30日）し、両市村の臨時議会において、合併議案を可決（平成16年11月1日）。
- 県に廃置分合を申請（平成16年11月5日）。
- 平成16年11月県議会定例会に合併議案を提案、可決を経て、知事が廃置分合を決定（平成16年12月16日）。総務大臣に届出（平成16年12月17日）。
- 平成17年1月18日官報告示。

10 深浦町

- (1) 関係市町村 深浦町、岩崎村**
(2) 合併日 平成17年3月31日（木）
(3) 協議の経緯 深浦町・岩崎村合併協議会

- 「深浦町・岩崎村合併協議会（任意の合併協議会として平成17年4月21日に設置）」を3回開催し、新町将来構想を策定。2町村で法定の合併協議会を設置することに合意（平成16年6月17日）。
- 両町村議会の臨時議会において、法定の合併協議会設置議案を提案、可決し、同日、法定の合併協議会を設置（平成16年6月21日）。
- 7回の合併協議会を開催。<合併方式：新設合併、合併期日：平成17年3月31日、新町事務所位置：現深浦町役場、新町名称：深浦町>
- 合併協定書に調印し、同日、両町村の臨時議会において、両町村の合併議案を提案、可決（平成16年11月24日）。
- 県に廃置分合を申請（平成16年11月25日）。

- 平成16年11月県議会定例会に合併議案を追加提案、可決を経て、知事が廃置分合を決定（平成16年12月16日）。総務大臣に届出（平成16年12月17日）。
- 平成17年1月18日官報告示。

11 七戸町

- (1) 関係市町村 七戸町、天間林村**
(2) 合併日 平成17年3月31日（木）
(3) 協議の経緯 七戸町・天間林村合併協議会

- 平成15年12月22日に両町村で臨時議会を招集し、法定の合併協議会設置議案を提案、可決し、法定の合併協議会を設置（平成15年12月26日）。
- 10回の合併協議会を開催。<合併方式：新設合併、合併期日：平成17年3月31日、新町事務所位置：現天間林村役場、新町名称：七戸町>
- 合併協定書に調印し、同日、両町村の臨時議会において、両町村の合併議案を提案、可決（平成16年10月16日）。
- 県に廃置分合を申請（平成16年10月20日）。
- 平成16年11月県議会定例会に合併議案を提案、可決を経て、知事が廃置分合を決定（平成16年12月16日）。総務大臣に届出（平成16年12月17日）。
- 平成17年1月18日官報告示。

12 東北町

- (1) 関係市町村 上北町、東北町**
(2) 合併日 平成17年3月31日（木）
(3) 協議の経緯 上北町・東北町合併協議会

- 平成16年3月30日に2町で臨時議会を招集し、法定の合併協議会設置議案を提案、可決し、法定の合併協議会を設置（平成16年4月1日）。
- 12回の合併協議会を開催。<合併方式：新設合併、合併期日：平成17年3月31日、新町事務所位置：現上北町役場、新町名称：東北町>

- ・合併協定書に調印し、同日、両町の臨時議会において、両町の合併議案を提案、可決（平成16年11月1日）。
- ・県に廃置分合を申請（平成16年11月5日）。
- ・平成16年11月県議会定例会に合併議案を提案、可決を経て、知事が廃置分合を決定（平成16年12月16日）。総務大臣に届出（平成16年12月17日）。
- ・平成17年1月18日官報告示。

13 青森市

(1) 関係市町村

青森市、浪岡町

(2) 合併日

平成17年4月1日（金）

(3) 協議の経緯

青森浪岡21世紀まちづくり創造会議

- ・合併担当課長等職員による「<新都市制度>青森市・浪岡町合同勉強会」を設置（平成15年2月6日）し、合併効果の研究調査等を実施、報告書を取りまとめ（平成15年3月）。
- ・任意合併協議会の設置協定を締結し、「青森浪岡21世紀まちづくり創造会議」を設置（平成15年9月29日）。
- ・9回の創造会議（任意協）を開催し、行政制度の調整に係る協議結果報告書案、市町村建設計画「青森浪岡21世紀まちづくりビジョン」素案を取りまとめた（平成16年3月26日）のち、法定の合併協議会を設置することに合意（平成16年5月31日）。
- ・両市町議会の定例会において、法定の合併協議会設置議案を提案、可決し（青森市議会：6月23日、浪岡町議会：6月17日）、法定の合併協議会を設置（平成16年6月24日）。
- ・4回の創造会議（法定協）を開催。<合併方式：新設合併、合併期日：平成17年4月1日、新市事務所位置：現青森市役所、新市名称：青森市>
- ・合併協定書に調印（平成16年10月13日）し、両市町の臨時議会において、両市町の合併議案を提案、可決（平成16年10月26日）。

- ・県に廃置分合を申請（平成16年10月27日）。
- ・平成16年11月県議会定例会に合併議案を提案、可決を経て、知事が廃置分合を決定（平成16年12月16日）。総務大臣に届出（平成16年12月17日）。
- ・平成17年1月18日官報告示。

14 平川市

(1) 関係市町村 **平賀町、尾上町、碇ヶ関村**

(2) 合併日 **平成18年1月1日（日）**

(3) 協議の経緯 **平賀・尾上・碇ヶ関合併協議会**

- ・平成16年10月27日に3町村の臨時議会において、法定の合併協議会設置議案を提案、可決し、法定の合併協議会を設置（平成16年10月29日）。
- ・9回の合併協議会を開催。<合併方式：新設合併、合併期日：平成18年1月1日、新市事務所位置：現平賀町役場、新市名称：平川市>
- ・合併協定書に調印（平成17年3月5日）し、3町村の議会定例会において、合併議案を提案、可決（平成17年3月17日）。
- ・県に廃置分合を申請（平成17年3月24日）。
- ・平成17年6月県議会定例会に合併議案を提案、可決を経て、知事が廃置分合を決定（平成17年6月30日）。総務大臣に届出（平成17年6月30日）。
- ・平成17年7月21日官報告示。

15 南部町

(1) 関係市町村 **名川町、南部町、福地村**

(2) 合併日 **平成18年1月1日（日）**

(3) 協議の経緯 **名川・南部・福地合併協議会**

- ・3町村長会議において、3町村による法定の合併協議会を設置することに合意（平成16年9月16日）。
- ・平成16年10月21日に3町村の臨時議会において、法定の合併協議会設置議案を提案、可決し、法定の合併協議会を設置（平成16年10月25日）。

- 7回の合併協議会を開催。<合併方式：新設合併、合併期日：平成18年1月1日、新町事務所位置：現福地村役場、新町名称：南部町（なんぶちょう）>
- 合併協定書に調印（平成17年3月16日）し、3町村の議会定例会・臨時議会において、合併議案を可決（平成17年3月17日）。
- 県に廃置分合を申請（平成17年3月22日）。
- 平成17年6月県議会定例会に合併議案を提案、可決を経て、知事が廃置分合を決定（平成17年6月30日）。総務大臣に届出（平成17年6月30日）。
- 平成17年7月21日官報告示。

16 弘前市

- (1) 関係市町村** 弘前市、岩木町、相馬村
(2) 合併日 平成18年2月27日（月）
(3) 協議の経緯 弘前・岩木・相馬市町村合併協議会
- 弘前市議会議員全員協議会で、弘前市長が、岩木町、相馬村、西目屋村の4市町村での合併を進めたい旨の意向を表明（平成16年8月30日）
 - 西目屋村で、4市町村での合併の賛否を問う住民投票を実施（平成16年10月16日）。投票率76.69%、「賛成」546票、「反対」564票。
 - 平成16年12月15日に、西目屋村を除く3市町村の議会において、法定の合併協議会設置議案を提案、可決し、法定の合併協議会を設置（平成16年12月16日）。
 - 6回の合併協議会を開催。<合併方式：新設合併、合併期日：平成18年2月27日、新市事務所位置：現弘前市役所、新市名称：弘前市>
 - 合併協定書に調印（平成17年3月6日）し、3市町村の議会定例会において、合併議案を提案、可決（平成17年3月10日）。

- 県に廃置分合を申請（平成17年3月22日）。
- 平成17年6月県議会定例会に合併議案を提案、可決を経て、知事が廃置分合を決定（平成17年6月30日）。総務大臣に届出（平成17年6月30日）。
- 平成17年7月21日官報告示。

17 おいらせ町

- (1) 関係市町村** 百石町、下田町
(2) 合併日 平成18年3月1日（水）
(3) 協議の経緯 百石・下田合併協議会

- 町長、助役、担当課長をメンバーとする「A S O三町合併研究協議会」を設置（平成14年5月7日）。
- 5回の研究協議会を開催し、3町の行政実態調査等を実施し、将来ビジョンを含む報告書を取りまとめた（平成15年3月27日）のち、3回の研究協議会を開催し、合併協議にあたっての基本理念を定め、法定の合併協議会を設置することに合意（平成16年2月20日）。
- 平成16年2月24日に3町で臨時議会を召集し、法定の合併協議会設置議案を提案、可決し、同日、法定の合併協議会を設置。
- 11回の合併協議会を開催 <合併方式＝新設合併、合併期日＝平成18年3月31日、新市事務所位置＝現下田町役場、新市名称＝おいらせ市>。
- 平成17年2月10日、六戸町の脱退に伴う規約変更を議決。
- 4回の合併協議会を開催。<合併方式：新設合併、合併期日：平成18年3月1日、新町事務所位置：現下田町役場、新町名称：おいらせ町（ちょう）>
- 合併協定書に調印し、同日、両町の議会において、合併議案を提案、可決（平成17年3月25日）。
- 県に廃置分合を申請（平成17年3月28日）。
- 平成17年6月県議会定例会に合併議案を提案、可決を経て、知事が廃置分合を決定（平成17年6月30日）。総務大臣に届出（平成17年6月30日）。
- 平成17年7月21日官報告示。

<参考（合併市町村以外の状況等）>

◎ 東津軽5町村(蟹田町、今別町、蓬田村、平館村、三厩村)

- ・「上磯5町村合併研究会」を設置（平成13年6月14日）して、行財政現況調査、財政シミュレーションを実施し、合併した場合のまちづくり構想を含む報告書を取りまとめ。
- ・5町村の町村長が「上磯地域任意合併協議会準備会」を開き、任意協議会の発足を決定し、「東津軽5町村任意合併協議会」を設置（平成14年7月9日）。
- ・3回の合併協議会を開催し、行財政現況調査、先進地視察、合併研修会等を実施。行政制度等の調整方針、東津軽5町村地域づくり構想を取りまとめ（平成15年3月25日）。
- ・各町村において地域づくり構想を基に住民説明会を開催し、合併の枠組みを含めて検討することとし、任意協議会は平成15年3月31日付け廃止。

◎ 青森市、平内町

- ・合併担当課長等職員による「新都市制度職員合同勉強会」を設置（平成13年6月29日）。
- ・行財政現状調査等を実施し、報告書を取りまとめ。
- ・青森市長が平内町長に対し、両市町民参加による合併協議を提案（平成14年2月26日）。
- ・合併特例法の期限内での青森市との合併について、平内町が住民アンケートを実施したが、反対多数の結果を受けて合併特例法の期限内での青森市との合併を検討しない旨を表明。勉強会は休止することとした。ただし、国や県の制度、合併の枠組み等が変われば、両市町とも柔軟に対応することとした（平成15年2月）。（以後、活動を休止）

◎ 南津軽郡（藤崎町、大鰐町、尾上町、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村、碇ヶ関村）

- ・南津軽郡の各町村長、議長をメンバーとする「南津軽郡町村合併懇話会」を設置（平成13年7月30日）。7回の懇話会を開催し、行財政現況調査、先進地調査等を実施。報告書を取りまとめ。
- ・平成15年9月26日付け廃止。

◎ 津軽南地域（弘前市、黒石市、岩木町、相馬村、西目屋村、藤崎町、大鰐町、尾上町、平賀町、常盤村、田舎館村、碇ヶ関村）

- ・「津軽南地域市町村合併研究会」を設置（平成14年4月15日）し、行財政現況調査と財政シミュレーションを実施、報告書を取りまとめ（平成14年7月29日）。
- ・「津軽南地域市町村合併協議会」（平成14年10月31日設置）を5回開催し、新市将来構想を策定。市町村長会議において、浪岡町と板柳町を除く12市町村で法定の合併協議会を設置することに合意（平成15年9月29日）。
- ・合併法定協議会準備事務局を設置（平成15年10月1日）。
- ・12市町村で臨時議会を招集し、法定の協議会設置議案を提案、可決し（平成15年10月27日～28日）、法定の合併協議会を設置（平成15年11月7日）。
- ・＜合併方式：新設合併、新市事務所位置：現弘前市役所、新市名称：弘前市＞
- ・第8回合併協議会で協議会の解散を決定（平成16年7月9日）。
- ・12市町村の議会において、平成16年7月31日付けで合併協議会を廃止する議案を提案、可決（平成16年7月22日～30日）
- ・平成16年7月31日付け廃止。

◎ 三戸地域（三戸町・田子町・名川町・南部町）

- ・4町の合併担当課長等で構成する「三戸地方市町村合併研究会」を設置（平成13年2月28日）。

- ・4町長が、4町長と各町議会正・副議長で任意の合併協議会の設置の是非に関する話し合いを本格化させていくことを申し合わせ（平成13年7月23日）。
- ・名川町長が八戸地域の合併検討協議会への参加を申し入れたことについて、三戸町長、田子町長及び南部町長に報告（平成13年12月26日）。
- ・三戸町、田子町及び南部町の町長、正副議長が市町村合併に関する懇談会を開催。南部町、田子町が八戸地域の合併検討協議会に参加する意向、三戸町は協議会に参加しない意向を表明（平成14年2月22日）。
- ・田子町、名川町、南部町が八戸地域合併検討協議会へ参加（平成14年4月1日）。
- ・三戸町において、住民発議による田子町、南部町との合併協議会の設置請求（平成16年1月19日）。
- ・三戸町長から、田子町長、南部町長に対して合併協議会設置協議について、議会に付議するか否かの意向打診があり（平成16年1月20日）、両町長からは付議しない旨回答（平成16年1月29日）。

◎ 八戸地域（八戸市、田子町、名川町、南部町、階上町、福地村、南郷村、新郷村）

- ・新郷村を除く7市町村で、8回の任意協議会を開催し、行財政現況調査、住民アンケート調査、先進地視察等を実施。合併した場合の地域将来構想を策定。
- ・階上町で、任意合併協議会を構成する7市町村での合併の賛否を問う住民投票を実施（平成15年2月9日）。投票率54.1%、「賛成」3,283票、「反対」2,897票。
- ・平成15年4月から新郷村を含む8市町村による法定協議会への移行を承認（平成15年2月24日）。
- ・8市町村議会の3月定例会において、法定の合併協議会設置議案を提案、可決（平成15年3月7日）し、法定の合併協議会を設置（平成15年4月1日）。

- ・8回の合併協議会を開催。<合併方式：八戸市に編入合併、合併期日：平成17年1月1日、新市事務所位置：現八戸市庁、新市名称：八戸市>
- ・階上町議会において、階上町長が提案した八戸地域での合併を求める議案を8対9で否決。同日階上町長が協議会会长（八戸市長）に協議会からの離脱を申し入れ（平成16年4月13日）。
- ・7市町村長会議において協議会を廃止することに合意（平成16年5月21日）。
- ・平成16年6月7日に第9回合併協議会を開催し、同日をもって協議会の活動を停止し、6月30日をもって廃止することを承認。
- ・8市町村の議会において、平成16年6月30日付けで合併協議会を廃止する議案を提案、可決（平成16年6月11日～21日）
- ・平成16年6月30日付け廃止。

◎ 西北五地域（五所川原市、鰺ヶ沢町、木造町、深浦町、森田村、岩崎村、柏村、稻垣村、車力村、金木町、中里町、鶴田町、市浦村、小泊村）

- ・西北五地方14市町村長をメンバーとする「西北五市町村合併共同研究会」を設置（平成14年2月20日）。
- ・3回の研究会を開催し、住民意識調査、行政制度等調査などを実施し、一定の研究成果を得て、研究会の廃止を合意（平成14年7月9日）。
- ・平成14年8月21日付け廃止。

◎ 西海岸三町村（鰺ヶ沢町、深浦町、岩崎村）

- ・助役、担当（総務・企画・財政）課長をメンバーとする「西海岸三町村合併研究会」を設置（平成14年5月2日）して、合併効果の研究調査などを実施、報告書を取りまとめ（平成14年8月28日）。
- ・3町村長会議を開き、任意協議会の設置を合意し、設置（平成14年11月22日）。

- ・6回の合併協議会を開催し、新町将来構想を策定（平成15年7月30日）。
- ・鰺ヶ沢町長が町議会の要請を受け、深浦町長、岩崎村長に対して3町村で弘前市との合併検討を打診したが（平成15年9月18日）、両町村長とも反対の意向を示したため、3町村で法定協議会設置に向けた協議を継続することを確認（平成15年9月25日）。その後、鰺ヶ沢町議会も3町村での法定協議会移行に同意（平成15年11月11日）。
- ・岩崎村長が村議会で西海岸三町村合併推進協議会からの離脱を表明（平成16年1月9日）。
- ・平成16年1月13日付け廃止。

◎ 津軽北部地域（金木町、中里町、市浦村、小泊村）

- ・「津軽北部地方合併協議会（平成14年4月1日設置）」を5回開催し、法定の合併協議会を設置することに合意（平成14年12月26日）。
- ・平成15年1月23日に4町村で臨時議会を招集し、法定の合併協議会設置議案を提案、可決し、法定の合併協議会を設置（平成15年2月1日）。
- ・10回の合併協議会を開催。<合併方式：新設合併、合併期日：平成17年3月28日、新町事務所位置：現金木町役場、新町名称：十三湖町>
- ・金木町の協議会離脱表明を受け、正副会長（4町村長）会議において協議会を廃止することに合意（平成15年12月27日）。
- ・4町村の臨時議会において、協議会廃止議案を提案、可決（平成16年1月14日）。
- ・第11回合併協議会を開催し、協議会廃止を承認（平成16年1月22日）。
- ・平成16年1月31日付け廃止。

◎ 津軽中央地域（板柳町、鶴田町）

- ・「津軽中央地域合併協議会（任意の合併協議会）」を設置（平成15年11月1日）し、6回の任意合併協議会を開催。
- ・新市将来構想を作成し、毎戸配布（平成16年4月）。
- ・平成16年6月14日に2町で臨時議会を召集し、法定の合併協議会設置議案を提案、可決し、「津軽中央地域合併協議会（法定の合併協議会）」を設置（平成16年6月18日）。
- ・7回の合併協議会を開催。<合併方式：新設合併、合併期日：平成17年3月28日、新市事務所位置：現板柳町役場>
- ・第8回協議会で、板柳町から協議会離脱の申し入れがあった旨報告され、今後の協議会の取扱いについて話し合われたが、鶴田町側の意見取りまとめに時間が必要として、継続協議となる（平成16年12月10日）。
- ・第9回協議会で協議会の廃止を決定（平成17年4月20日）。
- ・両町の議会において、平成17年4月28日付けで合併協議会を廃止する議案を提案、可決（平成17年4月26日～27日）。
- ・平成17年4月28日付け廃止。

◎ 中部上北地域（七戸町、上北町、東北町、天間林村）

- ・「中部上北任意合併協議会」（平成14年3月25日設置）を3回開催し、法定の合併協議会を設置することに合意（平成14年6月24日）。
- ・平成14年7月1日に4町村で臨時議会を招集し、法定の合併協議会設置議案を提案可決し、「中部上北合併協議会」を設置（平成14年7月1日）。
- ・8回の合併協議会を開催し、合併協定項目及び新市建設計画について協議。
- ・上北町の協議会離脱表明を受け、協議会を廃止することに合意（平成15年8月22日）し、4町村議会定例会で協議会廃止議案を提案、可決（平成15年9月11日）。
- ・第9回協議会を開催し、協議会廃止を承認（平成15年9月16日）。
- ・平成15年9月16日付け廃止。

◎ 野辺地町、横浜町

- 町長、助役をメンバーとする「野辺地町・横浜町市町村合併共同研究会」を設置（平成15年1月15日）し、合併した場合の将来構想、財政シミュレーションを作成し、住民説明会を実施。
- 両町長が任意協議会を設置することに合意（平成15年3月25日）し、「野辺地町・横浜町任意合併協議会」を設置（平成15年4月3日）。
- 3回の合併協議会を開催。
- 平成15年10月1日付け廃止。

◎ 上十三地域

- 十和田市、三沢市等の10市町村が参加し（上十三地域のうち、百石町、六戸町、下田町が不参加）、担当課長をメンバーとする「市町村合併共同研究会」を設置（平成14年1月17日）。
- 行政実態調査、合併効果の検証等を行い、報告書として取りまとめ。引き続き研究会を存続させることに合意（平成14年5月28日）。 **（以後、活動を休止）**

◎ むつ下北地域（むつ市、川内町、大畠町、大間町、横浜町、風間浦村、佐井村、脇野沢村）

- むつ市、下北郡7町村及び上北郡横浜町の9市町村長をメンバーとする「むつ下北地城市町村合併共同研究会」を設置（平成14年5月29日）し、県と共同で将来構想を策定、報告書を取りまとめ（平成15年1月14日）。
- 市町村長会議において東通村を除く8市町村での任意協議会設置を合意し、「むつ下北地域任意合併協議会」を設置（平成15年3月24日）。

- 5回の合併協議会を開催し、新市将来構想を策定。8市町村で法定協議会を設置することに合意（平成15年8月12日）。
- 法定協議会設置議案が大間町議会で否決（平成15年9月18日）。他の7市町村は可決。8市町村長会議において10月中の設置に向けて再度議案を提出することに合意（平成15年9月26日）。
- 8市町村で臨時議会を招集し、法定協議会設置議案を提案、可決し（平成15年10月23日～31日）、法定の合併協議会を設置（平成15年10月31日）。
- 9回の合併協議会を開催。**<合併方式：むつ市に編入合併、合併期日：平成17年1月中旬まで、新市事務所位置：現むつ市役所>**
- 大間町議会において、大間町長が提案した8市町村での合併を求める議案を5対10で否決。大間町長が協議会からの離脱を申し入れ（平成16年4月26日）。
- 第10回合併協議会を開催し、大間町の離脱を了承（平成16年5月7日）。
- 大間町を除く7市町村長会議において協議会を廃止し、7市町村による新協議会を設置することで合意（平成16年5月29日）。
- 8市町村議会の6月定例会等で協議会廃止議案を提案、可決（平成16年6月8日～11日）。なお、大間町を除く7市町村議会に提案された新協議会設置議案については、3町村議会（横浜町、風間浦村、佐井村）で否決。
- 平成16年6月11日付け廃止。

◎ 北通り3町村（大間町、風間浦村、佐井村）

- 町村長をメンバーとする「北通り3町村市町村合併共同研究会」を設置（平成15年3月6日）。
- 第1回研究会を開催（平成15年5月21日）した後、平成15年7月31日付けで廃止。
- 大間町、風間浦村及び佐井村の住民発議による3町村を同一請求関係市町村とする合併協議会設置請求の手続きが開始（平成17年3月4日）。

- ・風間浦村において、住民発議によるむつ市との合併協議会の設置請求の手続きが開始（平成17年3月11日）。
- ・町村長をメンバーとする「北通り3町村市町村合併共同研究会」を再設置（平成17年3月15日）。
- ・北通り3町村議會議員に対する中間報告会を開催し、財政シミュレーション等を説明（平成17年3月30日）。
- ・3町村の同一請求代表者から合併協議会設置請求書が提出され（平成17年4月22日～5月9日）、3町村議会に法定の合併協議会設置議案を提案、可決（平成17年6月8日～14日）。
- ・「北通り3町村合併協議会」（法定の合併協議会）を設置（平成17年6月20日）
- ・15回の合併協議会を開催。<合併方式：大間町への編入合併、合併期日：平成18年10月1日、新町事務所位置：現大間町役場、新町名称：大間町>（第13回までの協議会で全ての合併協定項目の実質協議を終了。）
- ・平成18年3月16日大間町議会全員協議会で、町長が合併協定書への調印及び合併関係議案の議会への付議を行わない旨の意思を表明。これを受け、議員より住民投票条例制定の追加提案があり可決、平成18年4月30日大間町の合併についての意思を問う住民投票が実施される。
<結果> 投票総数3,568(投票率70.0%)
有効投票総数3,548、賛成1,331(有効投票の37.5%)、
反対2,217(同62.5%)
- ・第15回協議会で協議会の廃止を決定（平成18年5月9日）。
- ・各町村の議会において、平成18年5月31日付けで合併協議会を廃止する議案を提案、可決（平成18年5月15日～16日）。
- ・平成18年5月31日付け廃止。

【現行合併特例法（合併新法）下での動き】

◎ 平川市、田舎館村

- ・田舎館村が平川市に合併協議会の設立を要請（平成18年6月30日）したのに対し、平川市は時期尚早との意向を伝えた（平成18年7月20日）。
- ・平川市は田舎館村に議員代表者会議の開催を提案（平成19年12月11日）したが、田舎館村は行政と議会の代表者による話し合いの場を設けてほしいと回答（平成19年12月17日）。
- ・両市村の行政と議会の代表者による話し合いの結果、将来的な合併の必要性は認めながらも、現時点では時期尚早との認識で一致した（平成20年1月10日）。

◎ 五戸町、新郷村

- ・五戸町は、新郷村からの合併協議の申し入れ（平成20年6月12日）に対し、7月13日に改選される新郷村議会の考えを確認したうえで、再度協議することとした（平成20年6月30日）。
- ・改選後の新郷村議は合併賛成派が議員8名中3名となつたため、村議会全員協議会において協議した結果、6月12日の五戸町への合併協議の申し入れは尊重するが、今後の対応は五戸町からの回答を受けて検討することとした（平成21年8月29日）。
- ・五戸町長は町議会全員協議会において、改選後の新郷村議会で合併賛成派が少数になったことを理由に、合併協議の要請について検討も回答もできない考えを表明。町議会もこれを了承した（平成20年9月4日）。
- ・五戸町は新郷村に対し、改選後の新郷村議会の合併協議に対する姿勢が6月12日付の文書の内容と大きな隔たりがあるため、申し入れに対する回答はできないとの見解を文章で送付した（平成20年9月9日）。

◎ むつ市、風間浦村

- ・ 風間浦村がむつ市に合併協議の場の設置を申し入れ（平成20年11月20日）。
- ・ むつ市議会と風間浦村議会による議員懇談会を開催したが、風間浦村議会の意思統一がされていなかったため具体的な協議に入れず、懇談会 자체が一回で打ち切られた（平成21年2月13日）。
- ・ むつ市は風間浦村に対し、現時点での合併協議は困難であるが、今後については、合併に対する機運が醸成された段階で、改めて合併協議の申し入れがあった場合に判断する旨を文書で回答（平成21年2月24日）。
- ・ 風間浦村は村内4地区で市町村合併に関する住民説明会を開催し、村民と意見交換（平成21年3月27日～30日）。
- ・ 風間浦村臨時村議会において、むつ市との合併の賛否を問う住民投票条例が可決（平成21年4月22日）し、住民投票が実施された（平成21年6月7日）。

＜結果＞ 投票総数1,602（投票率76.25%）
有効投票総数1,592、賛成670（有効投票の42.09%）、
反対922（同57.91%）
- ・ 風間浦村議会議員全員協議会において、村単独で行政運営していくことを全会一致で了承。同日、むつ市に対し、住民投票の結果と村単独で行政運営していく旨を伝えた（平成21年6月8日）。

◎ 五所川原市、鶴田町

- ・ 鶴田町が五所川原市に合併協議を申し入れ（平成21年6月1日）。
- ・ 五所川原市は鶴田町に対し、合併協議の前提となる市と異なる制度・施策の廃止、税金・保険料の一元化などの5項目の確認事項を提示（平成21年7月10日）したが、鶴田町は具体的な回答はせず、確認事項などについて話し合う検討会の設置を要望（平成21年7月24日）したため、五所川原市は両市町による合併検討会を設置することとした（平成21年8月6日）。
- ・ 第1回合併検討会において、鶴田町が税金・保険料の不均一課税の5年間継続や町独自の事業の継続を要望したのに対し、五所川原市側からは町側の姿勢への疑問が出された（平成21年9月4日）。
- ・ 第2回合併検討会では、五所川原市から提示された5項目について、鶴田町は個別協議を要望したが、五所川原市が応じず、協議は平行線をたどった（平成21年9月25日）。
- ・ 五所川原市は、平成22年3月までの合併は時間的に難しいとして見送る方針を決定し、議会もこれを了承した（平成21年10月7日）。
- ・ 第3回合併検討会で、平成22年3月までの合併は時間的に困難として協議を打ち切り、検討会を解散した（平成21年10月16日）。

【資料3】県の取組（年表）

平成10年11月28日	・広域行政シンポジウム ’98in “はちのへ”開催	平成12年8月1日	・青森県市町村合併懇話会設置、第1回会議開催
平成11年4月 (平成11年7月16日)	・広域行政推進監、広域行政担当配置 ・地方債の特例「合併特例債」等を創設する「市町村の合併の特例に関する法律」改正)	平成12年8月30日 平成12年9月12日	・第2回青森県市町村合併懇話会開催 ・青森県市町村合併推進アドバイザー設置
平成11年7月27日	・青森県市町村合併研究会設置、第1回研究会開催	平成12年9月28日 平成12年10月12日 平成12年10月30日 平成13年3月4日	・第3回青森県市町村合併懇話会開催 ・青森県市町村合併懇話会意見書提出 ・青森県市町村合併推進要綱制定 ・市町村合併シンポジウムin五所川原開催
平成11年8月31日	・第2回青森県市町村合併研究会開催	平成13年5月22日	・青森県市町村合併推進本部設置、第1回会議開催
平成11年10月2日	・第3回青森県市町村合併研究会開催	平成13年6月30日 平成13年7月4日	・自主的な市町村合併の推進に向けた取組方針策定
平成11年10月30日	・第4回青森県市町村合併研究会開催	平成13年8月19日	・市町村合併相談窓口設置
平成11年11月23日	・広域行政シンポジウム ’99in “ひろさき”開催	平成13年8月22日 平成13年10月24日 平成13年10月31日 平成13年12月9日 平成14年2月28日 平成14年3月27日	・市町村合併セミナーinごのへ開催 ・青森県市町村合併推進会議設置、第1回会議開催
平成12年2月5日	・第5回青森県市町村合併研究会開催	平成13年8月19日	・市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム2001in青森開催
平成12年2月29日	・第6回青森県市町村合併研究会開催	平成13年8月22日 平成13年10月24日 平成13年10月31日 平成13年12月9日 平成14年2月28日 平成14年3月27日	・第2回青森県市町村合併推進会議開催
平成12年3月31日	・第7回青森県市町村合併研究会開催	平成13年8月19日	・第3回青森県市町村合併推進会議開催
平成12年4月15日	・第8回青森県市町村合併研究会開催	平成13年8月22日 平成13年10月24日 平成13年10月31日 平成13年12月9日 平成14年2月28日 平成14年3月27日	・市町村合併セミナーinしもきた開催
平成12年4月29日	・第9回青森県市町村合併研究会開催	平成13年8月19日	・市町村合併シンポジウムin弘前開催
平成12年5月30日	・第10回青森県市町村合併研究会開催	平成13年8月22日 平成13年10月24日 平成13年10月31日 平成13年12月9日 平成14年2月28日 平成14年3月27日	・第4回青森県市町村合併推進会議開催
平成12年6月14日	・第11回青森県市町村合併研究会開催	平成13年8月19日	・第2回青森県市町村合併推進本部開催
平成12年6月	・青森県市町村合併研究会報告書作成	平成13年8月22日 平成13年10月24日 平成13年10月31日 平成13年12月9日 平成14年2月28日 平成14年3月27日	

平成14年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・合併重点支援地域の指定（「五戸町、倉石村、新郷村の区域」「八戸市、田子町、名川町、南部町、階上町、福地村、南郷村の区域」「七戸町、上北町、東北町、天間林村の区域」） ・合併重点支援地域等における県の支援方針及び具体的支援策の決定（※具体的支援策は毎年度更新） ・市町村合併セミナーin西北五開催
平成14年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村合併推進グループ配置
平成14年5月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回青森県市町村合併推進会議開催
平成14年6月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回青森県市町村合併推進会議開催
平成14年6月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回青森県市町村合併推進本部開催 ・合併重点支援地域の指定（「金木町、中里町、市浦村、小泊村の区域」）
平成14年7月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・第7回青森県市町村合併推進会議開催
平成14年7月	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県市町村合併推進会議報告書作成
平成14年7月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村合併セミナーinしんごう開催 ・市町村合併とともに考える全国リレーシンポジウム2002in青森開催
平成14年10月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村合併シンポジウムinむつ開催
平成14年11月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回青森県市町村合併推進本部開催 ・合併重点支援地域の指定（「鰺ヶ沢町、深浦町、岩崎村の区域」「木造町、森田村、稻垣村、車力村の区域」）
平成15年3月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・合併重点支援地域の変更（「五戸町、倉石村の区域」「八戸市、田子町、名川町、南部町、階上町、福地村、南郷村、新郷村の区域」）

平成15年7月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回青森県市町村合併推進本部開催
平成15年12月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・合併重点支援地域の指定（「むつ市、川内町、大畠町、大間町、風間浦村、佐井村、脇野沢村、横浜町の区域」「野辺地町、横浜町の区域」）
平成16年3月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回青森県市町村合併推進本部開催 ・合併重点支援地域の指定（「弘前市、黒石市、岩木町、相馬村、西目屋村、藤崎町、大鰐町、尾上町、平賀町、常盤村、田舎館村、碇ヶ関村の区域」「十和田市、十和田湖町の区域」「板柳町、鶴田町の区域」）
平成16年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・第7回青森県市町村合併推進本部開催 ・合併重点支援地域の指定（「百石町、六戸町、下田町の区域」） ・市町村合併を語り合う会開催
平成16年6月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・第8回青森県市町村合併推進本部開催 ・合併重点支援地域の指定（「青森市、浪岡町の区域」） ・合併重点支援地域の変更（「七戸町、天間林村の区域」「上北町、東北町の区域」） ・合併重点支援地域の解除（「野辺地町、横浜町の区域」）
平成16年7月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・第9回青森県市町村合併推進本部開催 ・合併重点支援地域の指定（「中里町、小泊村の区域」「五所川原市、金木町、市浦村の区域」） ・合併重点支援地域の変更（「深浦町、岩崎村の区域」）

平成16年9月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・合併重点支援地域の解除（「金木町、中里町、市浦村、小泊村の区域」） ・第10回青森県市町村合併推進本部開催 ・合併重点支援地域の指定（「蟹田町、平館村、三厩村の区域」） ・合併重点支援地域の変更（「むつ市、川内町、大畠町、脇野沢村の区域」） 	平成17年7月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・第17回青森県市町村合併推進本部開催 ・合併新法下における県の取組方針等確認
平成16年10月6日		平成17年10月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県市町村合併推進審議会設置
平成16年10月13日			<ul style="list-style-type: none"> ・第1回青森県市町村合併推進審議会開催（構想策定の基本的考え方を整理）
平成16年10月15日		平成17年12月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回青森県市町村合併推進審議会開催（市町村に対する構想策定に係る意向調査結果に基づき審議）
平成16年12月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・合併重点支援地域の変更（「八戸市、南郷村の区域」「名川町、南部町、福地村の区域」「藤崎町、常盤村の区域」「平賀町、尾上町、碇ヶ関村の区域」「弘前市、岩木町、相馬村の区域」） ・合併重点支援地域等における県の支援方針（市町村合併支援特別交付金）の改正 	平成18年2月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回青森県市町村合併推進審議会開催（北通り3町村（大間町、風間浦村、佐井村）の合併について審議）
平成17年2月24日		平成18年5月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回青森県市町村合併推進審議会開催（田舎館村と新郷村の合併の方向性等について審議）
平成17年3月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・第15回青森県市町村合併推進本部開催 ・第16回青森県市町村合併推進本部開催 ・合併重点支援地域等における県の支援方針（経過措置を適用する合併に対する支援措置）の改正 	平成18年7月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回青森県市町村合併推進審議会開催（構想対象市町村の組合せ（五戸町と新郷村、平川市と田舎館村）の審議）
平成17年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・合併重点支援地域の変更（「百石町、下田町の区域」） ・合併重点支援地域の解除（「板柳町、鶴田町の区域」） ・「市町村の合併の特例等に関する法律」施行 	平成18年8月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・第18回青森県市町村合併推進本部開催 ・青森県市町村合併推進構想素案作成
(平成17年4月1日)		平成18年8月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回青森県市町村合併推進審議会開催（青森県市町村合併推進構想素案等について審議）
		平成18年10月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村合併による効果等の事例調査結果公表
		平成18年10月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・第19回青森県市町村合併推進本部開催 ・青森県市町村合併推進構想の決定 ・新合併特例法下における県の支援方針及び具体的支援策の決定（※具体的支援策は毎年度更新）

平成18年11月2日	・第7回青森県市町村合併推進審議会開催（横浜町の合併の方向性等について審議）
平成18年12月25日	・第8回青森県市町村合併推進審議会開催（風間浦村と佐井村の合併の方向性等について審議）
平成19年1月29日	・これからの中核市町村づくりシンポジウム開催
平成19年3月27日	・第9回青森県市町村合併推進審議会開催（今別町、蓬田村及び外ヶ浜町の合併の方向性等について審議）
平成19年8月24日	・第10回青森県市町村合併推進審議会開催（田子町と西目屋村の合併の方向性等について審議）
平成19年11月1日	・市町村合併推進懇話会in佐井開催
平成19年11月2日	・市町村合併推進懇話会in風間浦開催
平成20年2月18日	・市町村のあり方を考えるシンポジウム開催
平成20年3月27日	・第11回青森県市町村合併推進審議会開催（風間浦村と佐井村の合併の方向性等について審議）
平成20年8月19日	・青森県市町村合併シンポジウム開催
平成20年11月19日	・地方分権時代における市町村のあり方を考えるシンポジウム開催
平成20年12月25日	・第12回青森県市町村合併推進審議会開催（構想対象市町村の組合せ（むつ市と風間浦村）の審議）

平成21年2月4日	・第20回青森県市町村合併推進本部開催 ・青森県市町村合併推進構想の変更
平成22年2月	・青森県における平成の合併のとりまとめ作成
平成22年2月15日	・第21回青森県市町村合併推進本部開催、本部解散の報告
平成22年3月26日	・第13回青森県市町村合併推進審議会開催、審議会解散の報告